発　議　書

収受日	平成　年　月　日	記号・番号	県安第35号
起案日	平成23年04月07日	所　属	災害対策課
決裁日	平成23年4月7日		
施行日	平成　年　月　日	起案者	石田　浩之
決裁区分	乙丁	電話番号	521-5807

決裁欄

決裁権者

災害対策課長（災害対策本部総括班長）　主幹　主任

（印）小野　（印）菅野　（印）目黒　（印）菅野

合議先

注意事項

あて先

厚生労働省社会・援護総務課災害救助・救援対策室長

件名

災害救助法の適用範囲について（照会）

伺い文

標記の件につき、別紙（案）のとおり施行してよろしいか伺います。

保存期間	5年	浄書	
保存満了年月	平成29年03月31日	照合	
文書種別		発送	
公開区分		公印	
文書分類	140-200-00L-001	整理番号	
簿冊名	災害救助法による救助実施事業		

福　島　県

２２県安第３５号
平成２３年４月７日

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室長　様

福島県生活環境部長
（公印省略）

災害救助法の適用範囲について（照会）

このことについて疑義がありますので、別紙一覧にかかる事項への法適用の可否を至急お答え願います。

仮設住宅、避難民に対する旅館・ホテル等の活用など、災害救助用務を進める上で、大変困難な事態となっております。

この状況をどうか御理解の上、よろしくお願い申し上げます。

（事務担当　福島県災害対策本部総括班生活再建支援チーム　石田　電話 024-521-5807）

別紙

災害救助法の適用の範囲について

項目	救助の種類	内容			救助法の適用の可否 ①地震・津波による住家被災者 A 県内外の公的施設への一次避難者	 ①地震・津波による住家被災者 B 親類・知人宅等への一次避難者	 ②原発30km圏内避難者・屋内退避者 C 県内外の公的施設への一次避難者	 ②原発30km圏内避難者・屋内退避者 D 親類・知人宅等への一次避難者	 ①、②以外の者 E 県内外の公的施設への一次避難者	 ①、②以外の者 F 親類・知人宅等への一次避難者	備考
1	避難所の供与	一次避難所			○	×	○	×	○	×	
		二次避難所	自治体関与あり	民間宿泊施設 公営住宅貸付 民間借上	○	○	○	○	○	○	
			自治体関与なし	民間宿泊施設 公営住宅貸付 民間借上	×	×	×	×	×	×	
2	応急仮設住宅の供与	自治体関与あり	仮設住宅建設 公営住宅貸付 民間住宅借上		○	○	○	○	○	○	
		自治体関与なし	仮設住宅建設 公営住宅貸付 民間住宅借上		×	×	×	×	×	×	
3	炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給				○	○	○	○	○	○	
4	被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与				○	○	○	○	○	○	
5	医療及び助産	保険診療は適用対象外			○	×	○	×	○	×	
6	災害にかかった者の救出				○	○	○	○	○	○	
7	災害にかかった住宅の応急修理				○	○	×	×	×	×	半壊し、応急修理すれば居住できる者が対象
8	生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	制度はあるものの、他制度（生活福祉資金貸付、災害援護資金貸付など）で対応しているので現在運用はしていない。			○	○	○	○	○	○	
9	学用品の給与				○	○	○	○	○	○	
10	埋葬				○	○	○	○	○	○	
11	死体の捜索及び処理				○	○	○	○	○	○	
12	障害物の除去				○	○	×	×	×	×	

社援総発0404第1号
平成23年4月4日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について(その5)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用については、これまでも貴職宛お願いしているところであるが、以下の点につき御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対しても、下記内容に関する情報提供を併せてお願いしたい。

記

1 災害救助法の適用対象について

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)に規定する各種の救助に関しては、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助に要した費用は、福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かに関わらず、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して全額求償することができる。このことにつきご留意願いたい。

2 応急仮設住宅について

(1)「居住する住家がない」ことについて

災害救助法による応急仮設住宅は、災害救助法が適用された市町村においてその住家が全壊や流出などに遭い居住する住家がない方に対して提供することを原則としているが、住家について直接被害がなくても、市町村長の避難指示等を受けた場合など、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には、全壊等により居住する住家を喪失した場合と同等とみなすことができること。

(2)「自らの資力をもってしては住宅を確保することができない」ことについて

応急仮設住宅は、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない場合に供与される。例えば、相当額の預貯金又は不動産がある者はこの制度の対象とならないが、災害の発生直後には、具体的なその判定が困難な場合が多いものと予想される。

特に、今回の震災においては、被害が極めて甚大であることから、十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による一律の所得制限等はなじみにくい。このため、資力要件については、応急的に必要な救助を行うという制度の趣旨に則って運用することとし、民間賃貸住宅、空き家の借り上げや公営住宅等の活用も含めた応急仮設住宅の供給状況も勘案のうえ、必要と考えられる希望者にはできる限りこれらの応急仮設住宅を供与されるよう御配慮願いたい。

部長 荒竹　次長（印）

生活再建支援チーム

総括課長	主幹	副課長							担当
小松	宮		橋本	矢吹	湯田		出射	鈴木	目黒

電話受信簿

発信者	総括班生活再建支援チーム　目黒
受信者	厚生労働省社会・援護局 災害救助・援護対策室(03−3595−2614) 馬場係長
通信日時	平成23年7月19日(火) 10:30
件名	災害救助法の弾力運用に関する通知の発出について
連絡内容	(目黒) 本県の荒竹生活環境部長から厚生労働省の金谷審議官に対し、災害救助法の弾力運用の取扱いについて、各都道府県宛の通知発出をお願いしていた。 内容的には、① 福島県から自主避難した方についても災害救助法の適用対象となること ② 県外避難者の救助に係る事務手続きは受け入れた都道府県で実施することの2点である。 7月15日付けで「東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その4)」が発出されたが、内容的に上記②は盛り込まれているが、①についてはどこで読むことができるのか。 ①の内容が含まれていないのはなぜか。今後新たな通知を出す考えはあるのか。 (厚労省) 通知の中で読んでほしい。 1. の最後の2行 や 2. の最初の部分などで。 (目黒) これを読んだだけでは分からない。 意図が伝わりにくいのではないか。 (厚労省) ストーレートな書き方はできない。 ここで読んでほしい。 今後、新たな通知を発出する予定はない。
今後の対応等	他都道府県から問い合わせ等があった場合は、厚生労働省の上記回答を伝えることとする。 納得しない場合は、直接、厚生労働省に問い合わせてもらうこととする。(通知 3. 参照)

写

社援総発０７１５第２号
平成２３年７月１５日

各　都道府県　災害救助担当主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その４）

1．応急仮設住宅の設置については、必要に応じ民間賃貸住宅の借上げによる設置も可能であり、その際の家賃の取扱いについては、「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その２）」（平成 23 年 5 月 24 日社援総発 0524 第 2 号本職通知）により、被災３県（岩手県、宮城県、福島県）あてお願いしているところです。

また、被災３県からの避難者を受け入れている都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与することも可能であり、既に相当戸数の対応をしていただいていることに謝意を表します。

この間、被災３県及びその他都道府県において、民間賃貸住宅を借り上げる場合の家賃について、当職からお示しした「参考金額」である月額６万円を「上限額」としている取扱いが見受けられます。しかし、当該「参考金額」はあくまで参考であり、実際の家賃については、次のような点を勘案し、貴都道府県又はその委任を受けた市町村において柔軟なうえにも柔軟な対応していただくようお願いします。

・地域の実情に見合った実勢賃貸料の設定（実情に合わない上限設定を行わないこと）

・家族構成員数の多寡を勘案した設定（構成員数によっては複数の部屋を借り上げること等も要検討）

・専用寝室を必要とする要介護者等の有無などを勘案した設定　など

都道府県において家賃に関して一定の「基準額」を示している場合であっても、改めて、その水準によって入居可能な民間賃貸住宅が各都道府県の管内に相当程度

存することを確認いただき、それが少ない場合には当該「基準額」の改定を速やかに行ってください。

また、一定の「基準額」を絶対的な「上限額」として運用するのではなく、被災世帯の個別の事情などに応じ、被災者の立場に立って、幅を持たせた運用を行うようお願いします。

今般の東日本大震災並びにこれに続く原発等を巡る事態の中で、本来の居住地を遠く離れて避難された被災者に十分配慮した運用をお願いします。

2．災害救助法による応急救助は、都道府県（その委任を受けた市町村）が、現に救助を要する被災者に対して行うものです。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われます。

このため、被災３県の被災者が発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、都道府県名義の契約に置き換えた場合、都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合と同様に、被災者名義で契約した入居日から都道府県名義とした日までの期間を含め、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われるものであり、その具体的手続きについて、別紙のとおり被災３県に対し、既に連絡をしているところです。

各都道府県におかれては、被災３県と連絡のうえ、この取扱いについても、適切に対応、運用するようお願い申し上げます。

3．家賃の水準設定等、上記の記載事項等に関する御相談については、避難元県を経由せずとも、当課災害救助・救援対策室において直接お受けすることもできますので、遠慮なくご一報ください。

部長　次長

7/22
説明済

生活再建支援チーム

災対課長	主幹	副課長	担当
			目黒

電話受信簿

発信者	総括班生活再建支援チーム　目黒
受信者	厚生労働省社会・援護局　災害救助・援護対策室（03－3595－2614） 馬場係長
通信日時	平成23年7月20日（水）　19:30
件名	自主避難者を災害救助法の適用対象とする旨の通知の発出依頼
連絡内容	（目黒） 　本県の荒竹生活環境部長が厚生労働省の金谷審議官と話をし、福島県から自主避難した方についても災害救助法の適用対象となる旨の通知を、事務連絡の形でいいので出してほしいとお願いした。 　通知の発出をお願いしたいが、厚生労働省として、どのような対応を考えているか。 （厚労省） 　金谷審議官からは、現時点で特に話も指示もない。 　話があった時点で検討することになるが、現時点でそこまでの内容を文書に書くべきかという気がする。 　なぜ、文書が必要なのか。 （目黒） 　これまで出された通知では、他都道府県が、福島県からの自主避難者を災害救助法によって救助すべきかどうか読むことができないのではという疑問が寄せられている。 　国からの通知があれば、納得してもらえる。 （厚労省） 　問い合わせがあった都道府県に対しては、個別に対応してきている。 （具体的な県名は覚えていないが、関東近県の何カ所かであるとのこと。） 　文書については、審議官から話があった時点で検討することになると思う。
今後の対応等	

電話受信簿

発信者	厚生労働省社会・援護局　災害救助・救援対策室（03－3595－2614） 馬場係長
受信者	総括班生活再建支援チーム　目黒
通信日時	平成23年11月29日（火）　16:30
件名	民間賃貸住宅借上げの受付期限について
連絡内容	（厚労省） 標記について、福島県から3月末までという報告があったが、なぜ震災から1年以上経過した時期まで、受付しなければならないのか。 災害救助法で、3月末までみるのは無理である。 （目黒） 受付期限は原則10月末までとしており、3月まで延長するのは一部市町村である。 県外から戻ってくる人や、緊急時避難準備区域解除により地元に戻ってくる人、物件がなく入居手続きができなかった人などに対応するためであり、市町村からも要望があった。 （厚労省） 別の借上げ住宅からの借換えであれば、救助法適用期間の2年間は、最初の民間賃貸住宅に入居した時からのスタートになるが、全くの新規受付の場合、そこから2年間ということになると、来年3月まで受付した場合、26年度まで支払が続く可能性がある。 災害救助費については、25年度までと考えている。 年内いっぱいで受付を閉めるようにしてほしい。特に新規受付については完全に閉めてほしい。 県外についても12月末で閉めると聞いている。 それ以上、災害救助費で見るのは難しい。 福島県で、再度今後の取扱いを検討し、その結果を報告してほしい。
今後の対応等	

野内，塩見課長へ配布して下さい。

打合せ記録簿

1　日　　時　　平成２４年２月３日（金）10:00～12:00
　　　　　　　　　　　　　　　　　13:00～15:30（日野専門官が残り、個別打合せ）

2　場　　所　　自治会館303会議室

3　参 集 者

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助救援対策室　　西川室長、日野専門官

災害対策本部　　　　　　　　　　　　　小松総班長（災害対策課長）

〃　　　県外避難者支援チーム　　　塩見課長、渡辺主幹、中島主査

〃　　　生活再建支援チーム　　　　原田主幹、目黒主任主査

土木部建築住宅課　　　　　　　　　　　野内課長、古河主幹、榊枝副課長

4　協議内容　　以下のとおり

（西川室長）

自分は１月半ばに着任した。以前は県民健康管理調査を担当しており、福島県のオフサイトセンターなどにも何度かお邪魔した。

本日の協議に先立ち、話しておきたいことが２点。

１点目は仮設住宅における風呂の追い炊き機能設置について。

これについては、今設置している風呂を廃棄しなければならずハードルが高い。今国会でも難しいと答弁した。

簡易な湯沸器（湯上がり美人）もあるが、製造会社が小さく、５万戸ある仮設住宅全てに対応するのは時間的にも無理である。

（建築住宅課長から、来秋・冬に何らかの対応策をとってもらえるよう引き続き検討願いたいとの発言あるが，）一部補助の要望もあるが、現状で検討は難しい状況である。

２点目は災害救助費の国庫負担金について。国の予算が厳しく、追加交付については予備費で対応することになる。

赤字の負担はさせられないので、必要な額は交付するが、実際に必要な額がいくらなのか、堅めの数字を出してほしい。

かつての災害でかなりの額を残してしまった県がある。予想はつきにくいが、多額の不用残を出すことのないようにお願いしたい。

◎　応急仮設住宅（借上げ住宅等を含む）の災害救助法適用期間について

（野内課長）

別紙により、現在の被災者への住宅対策提供戸数等について説明。

特に原発避難市町村からは、恒久的住宅による避難住民の居住の安定が確保されるまでは、仮設住宅や借上げ住宅を継続してほしいという強い要望があり、県としても、避難住民が恒久住宅へ移転するまでは、救助法による対応をしてほしいと要望する。

① 民間賃貸住宅借上げの受付期間について

（野内課長）

応急仮設住宅の建設について、原発避難区域はまだ需要見通しが落ち着かない。

県外からの帰還や世帯分離などが大半であるが、1000～1200程度の世帯を見込んでいる。

市町村からは、このまま時間が経つと避難住民が戻ってこなくなり、自治体維持ができなくなるため、恒久住宅ではなく、早く応急仮設住宅をという要望が出されている。

いわき市や南相馬市は民間賃貸住宅の物件がない状況である。

仮設住宅の入居期間は原則2年になっているが、救助法でいつまで対象になるのかを示してほしい。

（塩見課長）

県外には、避難指示を受けての避難者と原発の自主避難者の２つの形態の避難者がおり、避難者総数は現在も増え続けている。

県外避難は約６万人いるが、自主避難者の割合は約50％くらいである。

今でも県外に避難することを希望する人がいる中で、県外の借上げ制度は継続していきたい。

（渡辺主幹）

住宅支援に関する全体像が示されない中での住民対応は難しい。

救助法でどこまでみて、その後はどうするかということについて、救助法を続けるにしてもやめるにしても、その方針を厚生労働省から文書で出してほしい。

（日野専門官）

福島県の特殊事情は理解しているが、これから先、就学・就労のための転居というのは救助法の趣旨から外れる。

家賃補助制度ではないので、期限なしに続けるのは、省内でも難しいという整理になっている。

（小松課長）

福島県では県外への自主避難を進めているわけではない。

ダメならダメと国から通知を出してほしい。

厚生労働省のメッセージが住民や各都道府県に伝わっていない。国から発信してほしい。

（野内課長）

県外だけではなく県内の借上げについても、県内に戻ってくる人の対応として継続してほしい。

先ほど話に出たように全体像を示してほしい。

（原田主幹）

救助法を終了して、その後の支援策を示さないということはあり得ない。

救助法に変わる対応策がないまま、救助法を終わるというのは県民誰からも納得を得られない。

（野内課長）

これから対象になるのは、県外からの帰還者と原発避難の県内移動のみ。

絞れるところは絞ってやっていく。

（日野専門官）

持ち帰って検討したい。

② 24年度における応急仮設住宅建設について

（日野専門官）

住宅の設置場所は決まっているのか。

（古河主幹）

場所はまだ確定していないが、いわき市と南相馬市。

市町村に要望調査を実施し、数や場所について計画を立てたい。

（日野専門官）

仮設住宅はいずれ撤去するので、今後は恒久住宅にお金と力を注いで行くべきというのが現在の国の方針。

（野内課長）

救助法が終了した後、仮設住宅を恒久住宅に変えることについて、国土交通省と協議している。

③ 住宅応急修理の受付期間について

（目黒）

いわき市と郡山市の受付期間について、3月末まで認めてもらったが、現在は、9月末に解除になった緊急時避難準備区域内の自宅に戻るため、修理を希望する世帯が出てきている。

また、今後解除が見込まれる警戒区域等についても、同様のケースが出てくると思われる。

緊急時避難準備区域については応急修理が認められているが、いつまで受付可能なのか。また警戒区域等については解除時期が確定していない中で、同じように応急修理を行っていいのか、市町村から問い合わせが来ている。

その取扱いを早急に示してほしい。

（日野専門官）

救助法でいつまでみるのかということについては、借上げ住宅と同じような観点で考えることになる。

これについても持ち帰り検討したい。

④ 雇用促進住宅・UR住宅の借上げについて

（目黒）

厚労省から借上げに係る案が示されているが、県内分については建築住宅課と雇用振興協会が協議して話を詰めていた。

そこに県外分の話が出てきたが、県外分については、各都道府県に事務委任しているので、それぞれの自治体で対応するよう厚労省から指示するか、国同士で調整し、福島県で事務手続きする必要のない取扱いにしてほしい。

（日野専門官）

救助法で対応するため、各都道府県には借上げをお願いしてきたが、なかなか協力を得られない状況である。

簡易な手続きで福島県が県外分も借上げできるようにしたので、なんとか福島県にお願いしたい。

宮城、岩手の両県からは了解をもらっており、残るのが福島だけである。

このままだとそこに入っている被災者が困ることになる。

（塩見課長・中島主査）

これまで、県外分については各都道府県に事務委任し、対応をお願いしてきた。

他県ができないというならば、厚労省から文書で指示すべきではないか。

できないと言っている理由は何か。他県ができないから、それだけを取り出して福島県に頼むのはおかしい。

（原田主幹）

山形県ではどのようにして給湯器を設置したのか。

（日野専門官）

支援機構単独で、機構の予算で設置した。

これはイレギュラーなやりかたで、今回、簡易な手続きによる借上げ契約をできるように調整したので、是非、福島県に対応願いたい。

（小松課長）

簡易な手続きでできるならば、厚労省から各県に対し、そのやり方を説明してやってもらうようにしてほしい。

⑤　その他

24年度救助費に係る他都道府県求償分の書類審査について

（目黒）

23年度については厚労省において請求書類を確認した上で、福島県が支払うという流れになっているが、24年度以降も23年度と同様の対応をしてもらえるものと考えているがよろしいか

（西川室長）

24年度については持ち帰って検討したい。

（小松課長）

持ち帰るのではなく、当然そういうことだと理解してほしい。

知事の考えは、本来、各都道府県が直接厚生労働省に請求すべきというもの。

今年度はやむを得ず厚労省で精査してもらったものを支払っているが、当然に24年度以降も23年度と同様の対応をしてもらえるものと考えている。

よろしくお願いしたい。

西川室長退室し終了。

午後から日野専門官と打合せ

- 国庫負担金の交付について、極力必要額を精査してほしいとのこと。
- 他県求償分について、2～3月実施分を24年度予算で対応する旨の通知が出されたが、各県から24年度予算措置していないなどの話があった場合は、国で対応してもらうよう伝えた。
- 応急修理についても、至急、警戒区域等の取扱いを示すよう依頼。
- 24年度の他県求償分書類審査について、直接他県から国への求償が知事の意向でもあるので継続して対応願う。
- 日野専門官から県外の雇用促進住宅・UR住宅借上げについて、何とか対応してもらえないかと依頼されたが、午前中話したように、まずは厚労省で検討してほしいと回答。
- 仮設住宅（建設型）の入居期間については、復興住宅等の建設状況をみて延長することになる。

  期間は現段階では言えないが、受け皿がない中で追い出すことはしない。

  阪神・淡路の際は5年間だった、1年ごとに延長するが、方針決定されるのはその半年前くらいになるのではないか。
- 借上げ住宅の契約期間について、県内について26年3月31日までとしたが、それは入居期間を延長したわけではない。あくまでも契約をそこまでにしたというもの。

  県外も同様の取扱いにすべきということについては、早急に整理したい。財務省とも調整が必要になる。

電話受信簿

発信者	総括班生活再建支援チーム　目黒
受信者	厚生労働省社会・援護局 災害救助・救援対策室(03−3595−2614) 日野専門官
通信日時	平成24年 2月13日(月) 13:10
件名	民間賃貸住宅借上げの新規受付期間について
連絡内容	(目黒) 県内外ともに24年4月以降、新規受付を継続することについて、持ち帰って検討するということだったが、その後、どのような状況になっているか伺いたい。 市町村において、受付に係る周知が必要とされるので、早急に示してほしい。 (厚労省) 現在、室長が復興庁等と協議中である。 災害救助法でいつまでも続けるわけにはいかない。 福島県としても、どこで閉めるか検討を進めてほしい。 (目黒) 意見交換の際に話したように現時点で終期を決める状況にない。 救助法をやめるというのであれば、国において次の制度を示してほしい。 それがないまま受付終了はできない。
今後の対応等	

電話受信簿

発信者	総括班生活再建支援チーム　目黒
受信者	厚生労働省社会・援護局 災害救助・救援対策室(03－3595－2614) 馬場係長
通信日時	平成24年 2月16日(木) 11:30
件名	民間賃貸住宅借上げの新規受付期間について
連絡内容	(目黒) 標記については、今月3日に西川室長・日野専門官と意見交換を行った際、持ち帰って検討した上で回答するとのことだったが、その後の状況を伺いたい。 市町村でも周知広報の期間が必要なので、早急に4月以降の受付が可能であることを示してほしい。 (厚労省) 厚労省としては、大臣まで上げて3月末で閉めることを決定している。 3月で終わらないと、あとは切るタイミングがなく、いつまでも終われない。 福島県でも腹を括ってくれれば閉められるのだが。継続するという考えは変わらないのか。 (変わらないと回答) これからいつまでも続けることになるが、それでも構わないのか。 (現時点で、受付を終了するという判断にはならないと回答) この件に関しては、西川室長が復興庁や財務省と協議のため動いている。 厚労省としての結論はもう少し待ってほしい。
今後の対応等	

次長	災対課長			
(印)	(印)			
主幹	副課長	主任	チーム員	担当
(印)		○	(印)(印)(印)	

会議記録簿

日　時	平成２４年２月２４日（金）　１４：００～
出席者	復興庁　岩崎企画調整官 復興庁福島復興局　森村補佐 厚生労働省社会・援護局災害救助・救援対策室　西川室長 同　日野専門官 同　高戸事務官 県災害対策本部事務局　古市次長 生活再建支援チーム　原田主幹、目黒主任主査、安部主査 県外避難者支援チーム　塩見課長、渡辺主幹 土木部建築住宅課　野内課長、大和田主任建築技師

１　民間賃貸住宅の受付期限について

西川室長

交渉の途中経過については、オープンにしないということでお願いしたい。

民間賃貸住宅借上げの受付期間については、県外への人口流出を避ける意味もあり、県内と県外を分けて考える必要があるのではないか。

建築住宅課

４月以降も現在と同様に続けていくのが県としての考え。そうでないと耐えられない。

いわきでは需要が多いことから、新しく物件を建てているような状況である。

４月１日以降の新規受付について、市町村の事務的混乱を避けるため、現在保留にしている。

西川室長

新年度になれば、いろいろな施策が出てくる。

それに合わせて、受付を終了するというのもの一つのタイミング。

国として、明確に方針を示してほしいという福島県の考えも分かるが、今日はその回答を持ってきていない。

建築住宅課

４月１日以降、ダメということではないのか。

西川室長

そうではない。契約期間については、26年3月31日までとなっているが、例えば24年4月10日に入居した場合の契約はいつまでになるのか。

建築住宅課

契約は26年3月31日までとなる。

西川室長

県内を、県外より先に閉めることはないですよね。

まずは、県外を先に収めるべきである。

県外への人口流出を防ぐため、どこかのタイミングで閉める必要ある。

国もそれを支援する。

県の方針はどうなのか。

県外支援

問題として制度の問題と避難者の意識の2つがある。

これからの避難は大半が自主避難者。

一方、県内に戻ろうとする人は避難指示解除等に伴い戻ってくる人であり、対象者はまるで違う

首都圏では対応を終える一方、近隣県ではまだ継続している。

年度替わりに自主避難しようとする人も多いのではないかと思う。

西川室長

原発事故による避難者は、原因者である東電の賠償があるので、それを超えて税金でやり続ける理屈はない。

どこかのタイミングで閉めなければならない。

県外支援

現状では、災害救助法に変わる代替の支援策がない。

それがないと収めることはできない。

県としては、放射線量もあまり低減していない現況で県外避難者に対し、軽々に戻ってきてくれとは言えない。

避難形態も様々で、受入県も対応に苦慮しているので、現行制度にこだわらず、終了するにしても、宿泊施設を利用した一時的な避難を可とするなど、二者択一的でない何らかの途を残す方法もあるのではないか

西川室長

その点については持ち帰って検討してみる

まずは県外を閉めるという方向で県も考えているという認識でいいか。

県外避難者支援

時期の問題はあるにせよ、そういう考えでいる。

最終的には財源の問題になるので、国にボールがあると考えている。

生活再建支援

結局のところ、4月1日以降の受付はOKなのかきちんと示してほしい。

市町村等からの問い合わせも溜まってきており、時期的に限界である。

西川室長

それはやってもらって構わない

生活再建支援

これまで協議してきたが、厚労省から了解されたということで、受付を継続して構わないか。

西川室長

国として受付を止めていたという認識はないが。

生活再建支援

前回の協議にあたって、厚労省からは県内、県外とも3月までで終了するべきとの方針が出されており、それを踏まえて期間延長を求めてきたところである。

それに対する回答がないため、市町村に受付を保留してもらっている状況である。

西川室長

厚労省としてはそのような認識はない。

それならば受付を保留するときにも協議すべきではないか。

厚労省としては4月1日以降の受付を止めていない。

あくまでも県外を先にという考えである。

原発避難者については、東電から実費弁償がなされているのではないか。

建築住宅課

実際は、適用が厳格で請求どおりに支払われていない事例があると市町村や住民から聞いている。

古市次長

全体の線引き等が決まらないと明確な回答ができないということか。

西川室長

まずは県外を閉めて、県内はタイミングを図りながら判断としたい。

復興庁

県としては、まだ借上げ住宅が必要と考えているのか。

生活再建支援

前回協議の資料のとおり、まだ必要と考えている。

４月が迫っており、市町村への回答をこれ以上延ばすことはできない。

復興庁

県としては、新規受付を打ち切るという考えはないということでいいか。

建築住宅課

現在、終期を打ち出せる状況にはない。

恒久住宅に移るまで、できれば救助法で対応願いたい。

その間に賠償の問題も出てくると思うが。

生活再建支援

４月１日以降、受付継続が可ということなら、マスコミ対応に当たっては「協議が整った」ということでよいか。

西川室長

それでは困る。

持ち帰って月曜日に連絡する。

2　仮設住宅の新設について

西川室長

空住戸対策など打てる手を全て打った上で、それでも必要というのなら可。

建設プランについては、今後しっかり協議していきたい。

3　警戒区域等における住宅応急修理の扱い

西川室長

東電の財物補償と重複しないように進めていくようにする。

賠償対象にならないものについては救助法で対応せざるを得ない。

生活再建支援

地震・津波による住家被害は、賠償対象にならないのではないか。

西川室長

そのあたりも確認しながら調整していきたい。

4　仮設住宅（借上げ住宅含む）の供与期間について

西川室長

賠償や被害状況、宮城・岩手県とのバランスなど全体を見ながらソフトランディングしていきたい。

生活再建支援

建設型の入居期間は原則2年で、1年ごとに更新となるが、借上げ住宅について、期間延長はどのように考えているのか。

発災から1年を迎え、いつまで住めるのかを心配している住民も多い。

早めの方針決定、2年目以降の延長をお願いしたい。

西川室長

現時点ではまだ方針を示せない。

民間借上げだけでなく、住宅政策については広い視点で考えていく必要がある。

5　その他

西川室長

国会等における議論について、前に話があった風呂の追い炊きについては、は対応できない旨答弁している。

また、その代替となる保温ヒーターについては、使い方によっては漏電・火災の危険性があり、高齢者が多い仮設住宅での使用は難しい旨答弁している。

災害援護資金の23年分の締切りを3月19日としているが、もう少し延ばせないかという話が来ている。

生活再建支援

締切りを延ばすというより、通年受付できないかというお願いをしている。

西川室長

それは特に構わない。3月19日以降についても受付してもらってよい。

生活再建支援

24年度以降の県外分求償の書類審査については。

西川室長

まだ、結論出せない。もう少し待ってほしい。

生活再建支援

人の手当に関わる問題なので、早急にお願いしたい。

建築住宅課

借上げ住宅ついて、状況の変化やサテライト校の集約により2回目の住み替えを希望する方が出てきている。

これを認めてもらうことはできないか。

西川室長

原則として難しい。OKとは言えない。

それを行うには明確な基準を設けた上でということになるが、本来であれば東電の賠償で補償されるべき。

救助法以外のスキームがある以上、厚労省で検討するとは言えない。

次長	課長	主幹	チーム員	担当
(印)	(印 小松)	(印)	(印) (印) (印) (印 橋本) (印) (印)	(印)

打合せ記録

1　日　時　平成２４年３月９日（金）１６：００～１７：１０
2　場　所　県自治会館３Ｆ災害対策本部隣接応接室
3　出席者　厚生労働省　日野専門官
　　　　　災害対策本部　古市次長、原田主幹、目黒主任主査
　　　　　観光交流局　飯塚次長、塩見課長

○協議内容

（日野専門官）

民賃の県外受付についてであるが、応急的なものであり、永久的なものではない。民賃の新規受付の終期については、昨年１２月末の状況を踏まえて、福島県一県での指示は大変厳しいことが分かったので、国としても協力をして一枚岩なって示すべきと考えている。福島県と連絡を密にしながら行いたい。

県内の民賃の新規受付は、当面延長ということになったが、その前段として福島県から県外への自主避難についての新規受付期限は、７月か８月初旬頃を目処としてはどうかと考えている。その理由は、まず前回の１２月末で終了時の他県への周知は１１月２２日と短かったので、長く周知期間を設けるべきと考えている。４月に学校や仕事が始まり、また賠償は３月末からということもあり、３月間位を目処に１学期終わって居住地対策も出来るので、目安に出来ないか、長く周知期間をとるということもあるので、３月中に福島県の意向を固めて欲しいと思っている。また、それをもって、他県への通知を文面の中で国と協議した結果という形の文書を考えている。

前回、１２月の時の周辺県の状況はどうだったのかというと同調を得られなかったということもあり、来週中に隣接の新潟、山形、茨城の３県をまわって話をしていきたい。その際は国と福島県が一枚岩でやっているという意味で、福島県の駐在を同席の協力をいただきたいと考えている。

（原田主幹）

３月中に県の意向を固めて欲しいという話があり、県からの結論がない中で、来週各県をまわるとの説明があったが、どんなスタンスで各県に接触しようとしているのか。

（日野専門官）

スタンスとしては、「現在福島県と調整しているが、次回方針を出した際は、理解して

協力していただけないか、また、そのうえで自治体の方から首長に話をしていただけないか」という話をしたい。7月8月の話はもちろんしない。

（飯塚次長）

3月中の県の意向決定は無理である。4月に動きがある中では難しい。自主避難の状況が落ち着いてからになる。現在「県は期限を再び設けるらしい」との噂もある状況だ。

（塩見課長）

この災害に行政がどう向き合うかということでスタートが違う。福島県民は避難したくて避難しているわけではない。災害救助法の趣旨は分かる。いつまでを制度で決めるのではなく、原子力災害の特殊性をどこでどう判断して何で救っていくかということをしっかり考えて欲しいというのが知事の考えである。復旧や除染などが進まない不安の中で、どう対応するか。災害救助法が最後の砦であり、行政側が一方的に止めるという議論にはならない。原子力災害の特殊性を十分に理解してもらったうえでないと、１２月の時と同じ事を繰り返すことになる。賠償の話もあるが、別な具体的な制度への切り替えがあれば議論になるが、何もない中では議論にならない。原子力被害１２市町村の首長に納得してもらわなければならない。方向性は分かるが現状では難しい。

（飯塚次長）

１２月からの状況が変わっていない。まだまだ避難する県民がいる中で、7月、8月で打切りというのは避難したい人は早目に避難して下さいというアナウンスとしか聞こえない。除染など様々な課題終わり、状況が落ち着けば制度としては役割は終了したということになる。永久的でないから期限を設けろでは１２月の二の舞である。

（原田主幹）

現在災害救助法が唯一の制度で、頼みの綱である。その１本の綱をなくすのだったら、別な細い綱でいいから何本かあれば県民を説得のしようがあるが、全くない中では出来ない。厚生労働省だけでは難しいから国として復興庁と一緒になって別の制度を考えていく必要があると前から言っている。

（塩見課長）

同じ事を繰り返したら県の信用は全くなくなる。いろんなところから要望が来ている。特に日弁連からの要請もある。

（古市次長）

安全だといっても、特に小さい子供を持った親への配慮の~~人道的に行っている~~部分もある。既に認めている窓口を閉めるのかということになる。

（塩見課長）

現在は雪で放射線量が下がっている状況である。民賃受付は４６県全てやっているわけ

でもなく、止めてきているところもある。千葉県から集団で戻ってきたケースもあるが、まだまだ県外への避難は止まっていない状況。国主導で長期避難者支援の検討も始まっている。

先程、駐在職員を一緒にという話があったが、県と他県のつなぎ役をさせているので、一枚岩になっての対応は難しい。

また、県外分の４月からの民賃契約更新についての終期の答えを貰っていない。県内は先行して２６年３月末と一律となっている。県外については一旦全ての終期を一律２６年３月末とすべきか、契約毎に２年間とするのかという判断である。現在の契約は各県バラバラの状況である。

（日野専門官）

県外の民賃契約の期間については、仮に一旦全て２６年３月末としても、そこから先の延長更新は別問題として、終期を揃えることのメリットもあるので、県外について、いつまで新規受付をするのかと併せて省に戻って検討したい。

（塩見課長）

山形では週末だけの利用などもあり問題化している。また放射能は、瞬間の災害でもあり、累積していく災害でもあるので難しい。ホテルや旅館を利用した週末だけの避難も必要なのかもしれない。

（日野専門官）

また近く室長が訪問することとなっているので再度検討のうえ協議していきたい。西藤審議官もいつかはいっしょに参りたいと考えている。

○その他

（原田主幹）

建設型の仮設住宅についての延長制度は既にあるが、借り上げについての延長は、建設型と同じように扱うことでいいのか。

また、仮設住宅の供与期間は２年となっているが、特に民間借り上げ住宅に入っている被災者からは、いつまで入っていられるのか早く教えて欲しいと求められているが、延長する時期についてはいつ頃になるのか。

（日野専門官）

完成後に工事検査期間が３月間あるので、検査が早ければ最大で仮設住宅の供与期間は２年３月間となっている。建設型は１年毎に延長が可能となっている。１年を切るか切らないかの夏ぐらいから検討し、復興住宅の状況を見ながら延長を検討するが、早過ぎても遅過ぎても問題があるので半年位前とかになると思われる。民賃も、建設型の扱いと全く同じ扱いになるということでよい。

（以　上）

次　長	課　長	主　幹	チーム員	担　当
(印)	(印)	○	(印) (印) (印) (印)	(印)

打合せ記録

1　日　時　平成２４年３月１９日（月）　１１：２０～１２：３０
2　場　所　県自治会館３Ｆ災害対策本部隣接応接室
3　出席者　厚生労働省　西川室長、書記１名
　　　　　福島復興局　森村補佐
　　　　　災害対策本部　古市次長、原田主幹
　　　　　観光交流局　飯塚次長、塩見課長、渡辺主幹

○協議内容

（西川室長）

今日は、県外と県内の民間賃貸住宅の受付の話だが、特に県外については、期限が決まっていないが、永久というわけには行かない。もう少しキャッチボールをさせて欲しい。我々の考え方の案として、二つあって、

①打ち出すタイミング

②いつまでなのか

①については、賠償の指針が出たり、実際の支払いは後になるが、具体的なものが出てきたので、どうするかということ。また②については、前回７、８月という話をしたが、まだ終期を出しにくいのであれば、例えば年内とか年度内とか具体的でない形というものありなのかなと思う。そうしないとズルズルと行ってしまう。

新しい対策が見えてないところで、福島特措法などのパッケージだけでは足りない部分については考えていかなければならないと思うが、もう少し探らせて欲しい。前回頂いた日弁連からの要望の内容は、人の動きがまだまだ止まってない状況や賠償などの経済的な補償が見えていないなど主に２点あったかと思うが、それらを踏まえて、４月中下旬に年内とかを打ち出せないか、という話と、発災から時間が経つと個々の家庭の事情もあり、住み替えの話が出てくると思うが、一回の特例を除き今の法令上難しい。避難か、住まいかの哲学上の話になる。災害救助法の対応は難しいし、波及が大きいので、早めに話をあげて欲しい。

なお、参考までに東電の資料（別添）にもあるように、賃貸住宅に入った場合、賃貸料等も支払うこととされている。また自治体からの補助は控除のうえ請求されることになっており、東電への請求が出来る仕組みが出来ている。

県外の借り上げ終期について再延長の時期をいつまでするのか、必要に応じて再々延長もあり得ると思うが、タイミングを逃すとハレーションを起こすので、柔軟に対応してい

く。今後とも相談させて頂きたい。

（飯塚次長）

タイミングの問題であるが、４月からは新しい課もでき、県の組織も人も新体制になる。いつまで行うのかについては、自主避難の動きと東電の賠償の動きもあるので、動向を見ながら、今のタイミングで４月中旬の話は出来ない。この制度が永久的ではないことは承知している。一番の危惧は、１２月の二の舞になること。副知事の言葉を借りれば、ジャブを打ったらストレートパンチが何十倍になって返ってきた。同じ轍は踏めない。慎重にも慎重な対応が必要である。「制度を止めないでしょうね」というさぐりの話がいろんなところから結構きている。

（渡辺主幹）

一番は自主避難の問題。どこが収束しているのか、人権団体からの話もあり、県外においては、避難する権利とか、生きる権利のレベルになっている。６万人の内、半分は自主避難になっており、それらの方を納得させられるかどうかである。その打ち出せるタイミングなのかというのが実感である。

（飯塚次長）

次元の違うところから、どうやって納めるべきか。制度はいつかは止めなければならないと思うが、制度の外での声が大きい。１２月の時と放射能の状況が変わっていない。

（古市次長）

自主避難を認めた経過があって、それを止めるタイミングには代替措置が必要。２０ミリシーベルトとは生活は安全でも、そこを納得させるのは難しい。４月からは組織で賠償の担当と自主避難の担当が一緒になる。また、県外から県外の住み替えについては難しいと議会で答えている。

（原田主幹）

県外から県外への住み替えについては、一貫して難しいと説明しており、この２月議会でも答弁している。

（渡辺主幹）

半年以上前から、仕事しないと生きていけないと言うことで、県内外から東京などの仕事のあるところに住み替え希望があるが、災害救助法を厳密にやっており、それは災害救助法ではないので許してくれと説明してきている。

（原田主幹）

仕事のあるところに住み替えないと自立できないという被災者に対して、災害救助法が適用にならないと住み替えをしない、仕事をしないということで、災害救助法の制約が結果的には自立を妨げている一面さえある。議会でも出来ないと答えているが、質問議員か

らは、ダメならば災害救助法に代わるものがないのかと言われている。代わるものがないと自立なんか出来ないのではないかと言われている。

（飯塚次長）

自主避難者へは賠償も厳しいので、その対応も考えていかなければならない。

（西川室長）

自主避難への賠償については原子力事故の原因者の東電もかたくなであり、推進者の国としては資源エネルギー庁のエネ特会が対応すべきものだが沈黙しており、一般会計で対応することになるが、今後東電に求償しても払わないと思う、それは国の行政サービスでしょうとなる恐れが大きい。いつまで続けるのか、いつまでも続けられない。ハレーションが起きないように、打ち出すタイミングを考えなければならない。打ち出すことはやらなければならない。

（飯塚次長）

現実的に自主避難の数が多い。数が多ければ声も大きい。避難の中心は女性と子供でもあり、マスコミも同情的である。

（西川室長）

我々もいろいろあると思うので、年内か、年度内かという選択をお願いしている。

（渡辺主幹）

１２月はハレーションが想像以上に大きかった。２回目は県の信用に係る問題も出てくる。

（西川室長）

１２月とは多少状況が変わってきている。他県への根回し、相当先の予告もある。本当は、１２月の打ち出すときに終期を決めて、それで延長していけば良かった。今は全く何もない。行政としては辛い状況である。

少ないハレーションで、いいタイミングで、ダメだったらまた延ばすことを考えたい。

なお、４月からの新たな副知事に、可能であれば３月中に西藤審議官を挨拶に連れて参りたいと考えている。

（以　上）

			課長	主幹	主任主査	課員	担当
	○	○					

打合せ記録簿

1　日　　時　　平成２４年６月１３日（水）16:30～18:00

2　場　　所　　自治会館701会議室

3　参 集 者

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助救援対策室：西川室長、日野専門官

生活環境部：関根次長、鴨原原子力賠償支援課主幹、原田避難者支援課主幹、目黒

土　木　部：紺野建築指導課主幹、遠藤専門建築技師、海川専門電気技師

保健福祉部：熊谷障がい福祉課主幹、岡崎主査

4　打合内容

（1）応急仮設住宅の移設について

別添資料により土木部から説明し、厚労省了解。

（2）民間借上住宅について（住み替えの問題、県内自主避難者の入居について）

〔厚労省〕

住み替えについては、先日、浪江町長と双葉町長から要望があったが、東電の賠償でその経費が認められていることを説明した。

救助法は立替払いというのが政府内での見解である。

町長からは賠償で住み替えが認められていることを知らない人が多いので、うまく周知してほしいと言われた。

エネルギー庁と相談して、どのように周知していくか検討したい。

県内自主避難者への法適用については、法の趣旨も踏まえなければならないし、会計検査院の意向もある。これから救助法を拡大していくことはない。

〔　県　〕

県内自主避難者を対象にするのは法の拡大ではない。

昨年5月に自主避難者を法対象にするという通知が国から出されてから、その枠組みは変わっていない。

県内自主避難者を入居対象にしていなかったのは、県が状況を勘案し、法の枠組みの中で狭くしていただけで、元に戻すという考えである。

〔厚労省〕

枠組みは変わっていないのかなー。

東電が出すものを救助法でやることはない。

JCO 事故の時もいったん救助法で払って、あとで JCO 側に請求した。

〔　県　〕

賠償については、特に 24 年 1 月以降分は具体的な見通しはついてない。

請求してもはじかれているケースも出ている。

〔厚労省〕

賠償からはじかれたものを全て救助法でやらなければならないのか。

福島だけではなく、宮城・岩手など他県の状況も考えなければならない。
県の単独事業や基金で対応できないのか。
自主避難者の数は把握しているのか？　→　調査中であると回答
建設型仮設住宅の空き部屋を活用して入ってもらうことはできないのか。難しいのかな。

｛県｝

自主避難者を法対象とすることについて、東電の賠償では、基本的に子供と妊婦が対象者であるが、法では全県民が対象なので、そもそも違っている。
県としても出された要望に応えていかねばならない。
本来、救助法対象になっているものを賠償でやるべきというのが厚労省の見解なのに、それを県の単独事業や基金で対応すべきというのはおかしい話である。
市町村への意向調査は先行して進めて構わないか。

｛厚労省｝

議員立法の動きもあり、慎重に対応したい。
県だけを悪者にするつもりはない。

（3）警戒区域等における応急修理について

｛厚労省｝

入手した資料によると、当該区域については、建物の修復費用が賠償の対象となっている。
前に話したように賠償対象となるものを救助法でみることはない。

｛県｝

賠償に関しては厚労省とエネルギー庁の見解に相違がある。
国同士で調整をお願いしたい。

｛厚労省｝

了解。

（4）ボランティア等の仮設住宅入居について

｛厚労省｝

仮設住宅の空き住戸に作業員等が入居できるようにしてほしいという要望を出すとマスコミに出ていた。
空き住戸が出ないように対応してきている中で、このような形で空き住戸が取り上げられるのはまずい。対応は慎重にお願いしたい。

｛県｝

仮設住宅を担当している土木部には事前に話がなかった。
会議資料等に書かれていたのではなく、担当課長がマスコミぶらさがりで話したものと聞いている。
要望としては、仮設住宅に限っての住宅確保ではない。

｛厚労省｝

広野町（高野病院）から医療関係職員の空き住戸への入居について要望が出されている。
現在出している通知では、応援職員やボランティアは入居可にしている。

労省として、仕事柄、医療・福祉職員についてもという気持ちも持っている。
職種での線引きは難しいと思うが、医療関係部局から要望があった場合は、対応を検討していただきたい。（厚労省として医療職員を対象として構わないという見解は示さず。）
｛　県　｝
広野町の仮設住宅は入居希望が少なく、空きがある状況ではある。

（5）仮設住宅への追い焚き機能設置について

｛　県　｝
5月31日に市町村に説明し、今月22日までに住民の意向をとりまとめた上で報告してもらうこととしている。
すでに5町村分は発注している。物置も同様である。

（6）障害施設（福祉避難所）にかかった費用の求償について

｛　県　｝
福祉事業協会では、八賠償での対応でやむなしという方向になっているが、かかった経費が全て賠償対象になるのかという不安を持っている。（西川室長から漏れはないはずとの発言あり。）
保健福祉部内でも救助費で対応すべきではないかという声も残っている。
また、千葉県や栃木県からも救助費でないとおかしいという声が上がっている。
｛厚労省｝
千葉県が支払っている経費もあるのか。
千葉県が直接東電に賠償請求するというのはおかしい。
事業協会に請求し、協会が支払った上で東電に賠償請求という流れになるのでは。
｛　県　｝
千葉県では、福島県からの法に基づく要請で救助したものであり、福島県に求償するのが筋なので、協会には請求しないと言っている。
東電からは、被害を受けたのは協会なので、協会が払った分以外は払えないと言われた。
｛厚労省｝
千葉県・栃木県については厚労省が調整をサポートする。
その上で福島県とすりあわせしたい。
再来週にでもまたおじゃましたい。

打合せ終了後、関根次長から西川室長に対して要望書（政府予算要望）を手交した。

その後、建築住宅課紺野主幹が、民間借上住宅の新規受付について、いわき市長から要望が出されていることを厚労省に伝えたが、救助法での対応は困難であるとの回答。

理事	次長	課長	主幹	課員	担当
					(原田)

打合せ記録

1 日　時　平成２４年７月２３日（月）８：２５～８：４５
2 場　所　県自治会館７０１会議室
3 出席者　厚生労働省　西川室長
　　　　　生活環境部　関根次長、野地課長、原田主幹
　　　　　土木部　　　紺野主幹、村井主幹、遠藤キャップ、海川キャップ

■主な打合せ結果（厚生労働省の言い分を記載）

【住み替え】

○　本日のメインは、原災本部・須藤審議官、資源エネ庁・西田企画官と共に、浪江町からの要望に対して、賠償での対応となることを町に回答する。県は同席願いたい。
　とりあえず浪江町に説明をし、その後順次町村に説明することとしている。賠償による手続だが、避難者への周知の仕方をエネ庁と相談している。各県にも同様としたい。

【応急修理】

○　避難指示解除準備区域の応急修理について、厚労省で止めていると思われては困るので、指示するまでは受付をして進めてもらっていい。救助費で実施してもらって構わない。（→厚生労働省の担当から待ってくれと言われているが・・）部下が止めていても、私の方が上ですので。

【建設型仮設住宅の利活用】

○　仮設住宅は、将来的には必ず空いてくるので、所有者である県が財産処分をすることで役場支所や保育所など別用途の施設になってくる。宮城や岩手は既にそういう話が出ている。福島県は、現在新たに作ったり、移築をしているので、その間は難しいというのが厚生労働省としての認識である。

【県内自主避難者】

○　私共だけでは抱えきれない。エネ庁のスタンス（賠償）で、大きな枠組みの中で対応することになる。

（以　上）

理事	次長	課長	主幹	主任主査	課員	担当
鈴木	内			9	烏丸	目黒

打合せ記録簿

1　日　　時　　平成２４年７月３１日（火）　8:30～8:55

2　場　　所　　自治会館７階　原子力損害対策担当理事室

3　参 集 者

厚生労働省社会・援護局災害救助救援対策室：西川室長、日野専門官

復興庁福島復興局：森村補佐

県：関根生活環境部次長、熊田原子力賠償支援課長、野地避難者支援課長、
原田主幹、目黒主任主査、烏丸副主査

4　打合内容

（1）**自主避難者への借上住宅支援について**（西川室長から）

７月２６日の衆議院特別委員会において、吉野正芳議員から質問（自主避難者への借上住宅支援について、県外都道府県において対応に差が生じないようにしてほしい旨。）、があり、厚労省西村副大臣が答弁（今後、自主避難者の借上住宅に係る費用は、災害救助法ではなく東京電力に賠償請求してほしい。）している。

これは厚労省のスタンス、災害救助法からのスタンスで答弁したものであり、実際に損害賠償へ切替えするにあたっては、エネルギー庁や復興庁との調整が必要とされる。／[illegible]

→　**福島県としては、これまでどおり災害救助法での対応を求めていく。**

（2）**民間借上住宅住み替えのについて**（西川室長から）

先日、浪江町に伺って、住み替えについても東電の賠償で対応願う旨説明したところだが、賠償だと被災者本人の負担が（一時的にではあっても）出るため、副町長からは了解を得られなかった。

この件については対応を検討しているところであり、まだ回答できるところまでいっていない。

もう少し時間をいただきたい。

（3）**原発避難指示区域における応急修理について**（西川室長から）

このほど、当該区域における財物賠償の内容が示され、建物修復費用の申請受付も７月３１日から開始されるため、国から取扱いに関する通知を出したいと考えている。

厚労省の方針をまとめたものが別紙であり、これをベースに通知を作りたい。

→　**県では先週、避難指示解除準備区域における応急修理を災害救助法で実施して構わない旨の通知を関係市町村に出したところであり、その直後に応急修理を終了するという通知が出ることは混乱を招く。**

市町村でもすぐに受付を止めるのは難しい。

当面は継続させてもらう。

通知にあたっては、エネルギー庁及び復興庁と調整し、了解を得た上で出すことになるが、内容的に大きな変更はないものと考えている。

すぐに止めるのは難しいかもしれないが、必要があれば自分（西川室長）が市町村に説明に言っても構わない。

既に受付たものについては処理しても構わない。返還等もさせない。

理　事	次　長	課　長	主　幹	主任主査	課　　員	担　当
	○	○				(原田)

第９号様式（第14条関係）

復　　　命　　　書

平成２４年８月９日、厚生労働省、復興庁等との協議のため、東京都（港区）に出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成２４年８月１０日

福島県知事　様

所　属　　生活環境部

職　氏名　次長（原子力損害対策担当）　関根　宏幸

避難者支援課長　　野地　誠 (野地)

避難者支援課主幹　　原田　浩幸 (原田)

記

１　用務地

（市町村名　東京都港区赤坂一丁目）

三会堂ビル６Ｆ　復興庁

２　用務の経過、結末等

県内自主避難者支援のため、厚生労働省、復興庁、エネルギー庁と協議を行った（主な内容は別紙のとおり）。

1　日　時　平成２４年8月9日（木）１４：００～
2　場　所　復興庁内打合せ室
3　出席者　復興庁：諸戸参事官、森、田辺、西田、石川各補佐、木戸川主査
　　　　　厚生労働省：西川室長
　　　　　エネルギー庁：市川補佐、上田係長
　　　　　福島県：関根次長、野地課長、原田主幹

■主な打合せ結果

●【県内自主避難の支援について】

（福島県）現実問題として、放射能を恐れて避難している人がいて、生活不安の中、行政として、何らかの手立てが必要で、しかも、早急に打たなければならないと考えている。賠償の話もあるが、現実的に先が見えない、エネルギー庁とも話をしても自主避難者の賠償は難しいと聞いている。そういう状況の中、被災者に寄り添った対応をしたい。そのためには、厚生労働省の災害救助法での対応をお願いしたい。

（別紙１を説明）

（厚生労働省）答えは同じ事をずっと言っている。

（福島県）厚生労働省からは、まず賠償という話だがその賠償自体が難しい状況である。何とか災害救助法で対応をお願いしたい。

（厚生労働省）災害直後から我々は立替でやってきた。ここに来て、いつまで立替でやっていくのか。賠償が出来ないから、また立替なのかという話。冷たい言い方をすれば、県単事業でやったうえで、東京電力に求償するというやり方もあるんじゃないですか。我々も一部東電に求償することになっているし、その後も調整したうえで、順次求償することとしている。今後、福島県も直接請求することになると思っているし、直接請求することで東電ともめることのないようにしたい。

（福島県）災害救助法で対象となっている、そのスキームの中でやってもらうことがベストと考えられている。

（エネルギー庁）自主避難については、１２月まで実避難者の母子は６０万円、外にプラス県南地方に半額として東電が賠償している。1月以降については、個別に基準を作るのか、作らないか、すぐには出来ないのかなと思っている。それでも家賃を丸々という相場感ではない。また、賠償で全部見ることが出来るのか、対象地域の違いもある。白地のところを県南地域でさえ時間がかかったし、それ以外は対象外。いずれにしてもすべからず東電にというのは難しいという対象者の違いがある。１月以降どこまでやるのかというのは難しい。

（福島県）賠償では対象者の問題、エリアの問題、どうしても制度が違うのですき間が出る。各都道府県を回っての話だが会津当たりに戻りたい、という話もあり県内帰還を進めたい。また、会津に避難している人が、支援のある県への流出も止められる。

（厚生労働省）（小声で「バカなことを言っている」発言）何か言おうと思ったが、またケンカになるから言わない、論争する場ではないので。

（福島県）自主避難者の会から要望があり、我々の求めているのはこれからの支援の話を受けている。

（エネルギー庁）１２月までの賠償分は、実避難者と併せて、福島県の要請もあり、滞在者も対象とした。１月以降、実避難している人だけを対象にすると、大きな議論をしなければならなくなる。

（福島県）対象者とエリア、期間の問題があり、賠償では対応しきれない。

（エネルギー庁）期間についても数年間という相場感ではない。

（厚生労働省）我らも同じで、立替払いなので、親亀子亀の関係だ。

（福島県）実際にやるにしても変な使い方をされないようにしたいし、今、避難している人を救う形が基本である。無理な運用はしたくない。

（復興庁）わざわざ来られたのだから、事実を前提に見解を整理するしかない。

（厚生労働省）賠償は１００点の回答は出ない。その上でどうするのかだ。

（福島県）賠償は個人個人が手続することになり、被災者は非常に大変苦労する。そのため、災害救助法でやってもらって、国で求償してもらった方がいい。

（エネルギー庁）災害救助法で対応しても、どこまで求償してどこまで賠償に応じるのかは難しい。

（厚生労働省）少なくとも避難対象地域については、あのような整理がなされたので、直接請求して下さいという流れにしたい。自主避難者と東電の距離はあるので埋める努力が必要。

（福島県）賠償は相当時間がかかる。しかし、現に今困って人がいる。制度１００を１２０にするわけではない。今の災害救助法の対象の範囲での話。限定的に考えたいのでよろしくお願いしたい。

（厚生労働省）私は自民党の部会や増子議員の前でも、国会でもハッキリ答弁していただ

いてる。スタンスは変わらない。上まであげてやっている。

（復興庁）この場でこれ以上やってもしょうがないので、どう返すかというのもある。タナベさんに担当をお願いしたいが、何か意見あるか。

（復興庁タナベ）特にないが、災害救助法を担当している厚労省を尊重したい。

（復興庁）この件はここで終わりたい。

（福島県）今までのスタンスは変わらないということか。我々も副知事まであげてもってきている。今日は口頭での協議だが、あらためて正式な公文書での協議、あるいは副知事に来ていただいて協議する場も考えたい。

（厚生労働省）立法府に対して答弁していますから、大臣まであげている。副知事においでいただくのは結構だが、各省庁またがっている話、復興庁で調整して貰えば。

（復興庁）災害救助法は厚生労働省、賠償はエネルギー庁、復興全般は復興庁であり、３者間でやっていきたい。

（福島県）子ども被災者支援法で住宅の確保支援もあり、復興庁が窓口かもしれないが、やはり具体的には今の制度があるので、それでやってもらうことが現実的なのかなと我々は思っている。

●【国発出文書について】

（別紙２を厚生労働省に交付、外に復興庁、エネルギー庁にも参考提供）

（福島県）今回いただいた８月２日付けの文書は協議が十分とは思っていない。文書には疑義もある。応急修理は、１週間でやるやらないと全く逆な通知であり、現場は混乱する。住み替えの協議はなかった。山形、新潟県からは既に話がきている。

（厚生労働省）文書は協議すべき事項だと思っていない。国の専権事項だ。我々の責任で出している。浪江町との協議をした際、１００点満点取るまでだと時間がかかるので、継続協議としたものの、黙認としたものして通知に入れた。
応急修理は口頭で止めるのは良くないので、きちんと文書を出すようにした。だから文書が出るまで瞬時には出来ないのでＯＫだ。会計検査院でいわれれば、我々の責任だ。

（福島県）具体的な取扱いの内容について、お互い協議をさせていただきたい。後は余り時間は掛けられないが、事務的に確認させていただく。納得したうえで前に進めさせていただく。

（厚生労働省）日野専門官ではなく、私が直接対応する。係長兼室長兼補佐だから。

（厚生労働省）日野専門官ではなく、私が直接対応する。係長兼室長兼補佐だから。

● 【避難者支援に関する論点について】

（復興庁のみが残り、別紙３により説明）

（復興庁）９県と復興調整費の１３県との違いはどこか。
（福島県）群馬、千葉、山梨、静岡で巡回している県である。

（復興庁）ロードマップは作るつもりなのか。
（福島県）ロードマップは完成品は難しいのは分かるので、材料を示してほしいと言われている。

（復興庁）入居期間については、予算措置の都合上１年しかない。スパッとは切りませんと抽象的な言い方を繰り返しいっていくしかない。避難者の不安は分かる。柔軟に対応したい。阪神大震災の５年の前例もある。しかし恒久住宅を早くやってもらうことに尽きる。県としてしっかりやって貰いたい。

（復興庁）特交財源は総務省だが、これも予算の単年度主義、それも１２月３月しか配分しないという事情になる。総務省の答弁は、各団体の実情を踏まえて財政運営上支障がないよう対応していきたいという抽象的な答弁をしている。
（福島県）具体的な見通しを示して貰いたいといわれている。

（復興庁）「新しい公共」は民主党の仕分けで仕分けられているが、ＮＰＯからの要望があり、注視していただきたい

（福島県）事業の新規性が問われるので、来年度以降不安がある。
（復興庁）何とか作文でしのげないのか。問題は認識している。

（復興庁）システムの要望は６月にやったのか。
（福島県）東京都が総務省に行った。ハードルが高いといわれてきたと聞いている。

（復興庁）きめ細やかな情報については、国に要望するだけでなく、昨年秋の取り崩し型の復興交付金の活用をして欲しい。

（復興庁）この情報は各関係省庁で共有したい。
　長期避難の連絡会議の件だが、８月２１日は、「仮の町」の話が中心なので、次の９月中の会議にお越しいただきたい。８月２１日の会議で本資料を配布したい。

（以　上）

厚労省へ提出

県内自主避難者への借上住宅の支援について

2012.8.9　福島県生活環境部・土木部

1　福島県の現状

(1) 原子力発電所事故の避難指示区域外から本県内へ避難しているいわゆる県内自主避難者については、災害救助法による救助の対象である。

(2) そのうえで、本県では、全壊や避難指示区域内の被災者を優先してきたことから、運用上、借上住宅の支援をしていなかった。

(3) このため、支援を受けている県外自主避難者と不均衡が生じている。

(4) 災害発生から１年以上が経過し、県内にとどまっている県内自主避難者の経済的負担は大きくなっている。

(5) 自主的避難者に対する東京電力の損害賠償について、平成２４年１月以降の損害にかかる賠償基準は示されていないし、いつ示されるのか明らかになっていない。

(6) ６月県議会において、県内自主避難者に対する災害救助法運用等の支援を求める請願書が採択され、９月県議会までに県としての方針を示す必要がある。

(7) ７月４日に県議会議長から内閣総理大臣、厚生労働大臣、復興大臣等に対し、地方自治法第９９条の規定による意見書が提出されている。

2　福島県としての方針

(1) 県内自主避難者の県外への流出を防ぐことや県外自主避難者の本県帰還を促進するためにも、県内での自主避難者への支援が必要である。

(2) また、県内自主避難者の経済的負担を考慮すると、早急な対応が必要である。

(3) このため、災害救助法により、県内自主避難者が県外自主避難者と同様に、借上住宅の支援が受けられるよう国と協議する。

(4) 支援にあたっては、具体的な取り扱い（対象世帯、受付期間、遡及の有無等）を早急に決定する。

(5) 建設型仮設住宅の空き住戸の活用については、県内自主避難者の選択肢の1つとなるよう調整する。

3　今後の日程（案）

８月中下旬	厚生労働省との協議を踏まえ、県内自主避難者への支援を決定
９月上旬	市町村への伝達、各都道府県への伝達、県民への周知
10月１日～	県内自主避難者への災害救助法による借上住宅支援開始

厚生労働省との協議結果

1　日　時：平成２４年８月２３日（木）　１３時～１４時１０分

2　場　所：厚生労働省災害救助・救護対策室内

3　協議相手：西川災害救助・救護対策室長

4　協議概要

(1) 県外新規受付の終了について

（西川）借上住宅の県外新規受付については９月２日で終了することとし、別紙通知を各都道府県に発出したい。

背景としては、復興庁サイドから「福島県民の福島県への帰還を促進しなければならないのに、厚生労働省は何をやっているのだ。福島県に任せるのでなく、厚生労働省が泥をかぶってやれ。」と言われている。

今回の通知の内容については、国で全責任を持つ。福島県には迷惑をかけない。クレームがあった場合にも国で対応する。国の責任どいう部分をもっと強調する必要があるのであれば、文案をいただければ修正する。

なお、この通知の件については、先日山形県、新潟県等に対しても訪問、説明し、了解を得ている。

（関根）県としても、いつまでも新規受付を継続する考えはなく、終了に向けたシナリオを検討している。

国の責任でやってもらえることには異存はないが、いずれにしても県としての説明責任は出てくる。９月２日終了については了承できない。

（西川）福島県からやめてくれと言われるのは想定外である。

（関根）了承できないのは時期の問題である。県としては、９月議会終了後にアナウンスをして、来年３月受付終了というシナリオを描いていた。

（西川）学校の学期の変わり目がタイミングであると考えている。３月というのは問題外である。

（関根）周知期間が必要であり、９月というのは飲めない。

（西川）国としては周知するつもりはない。周知期間をとれば駆け込み需要も増え、自主避難を促す結果となり、また復興庁から怒られてしまう。福島市や郡山市だって周知はしないだろう。周知のイメージか分からない。

（関根）制度を変更するのであれば、当然住民への周知は必要であり、県としてホームページやマスコミ等を通じた周知を考えている。避難したいと考えている人にはそれぞれ個別の事情があり、ある程度期間をとらないと対応は難しく、不満が噴出する。

(西川) ２学期の始まりを考慮すると、せいぜい９月末まで延ばすのが限度であり、３月とか１２月は無理である。あくまでも受付期間であり、実際に転居するのはその後でもかまわない。

(関根) 県としては、県民の帰還に向けた大きなシナリオの中で考えており、県内自主避難と併せて考えている。

(西川) 厚労省としては、県内自主避難とは全く切り離して考えている。

(西川) できれば、来週の月曜か火曜（政調会終了後）に西藤審議官が村田副知事に面会し、福島県の合意を得た上で通知を出したい。ただ福島県があくまでも３月や１２月を主張するのであれば物別れになってしまうので、県でも終了日を再度検討してもらい、すりあわせができそうな環境になれば、審議官と副知事で議論してもらいたい。（１０月位だったら・・・というつぶやき）

→ 月曜は無理である旨回答

(2) Ｑ＆Ａについて

(西川) Ｑ＆Ａ（別紙）を作成したので、持ち帰って検討の上、意見があれば言って欲しい。

この中では、今後住み替えを行う場合には、全て東京電力の損害賠償に切り替える趣旨の記載をしているが、県外から福島県に帰還する場合については災害救助法の適用を継続しても良いかなと思っており、その部分は直したい。

(3) 県内自主避難者への対応について

(西川) ３時からの民主党の福島復興会議においても議題となっているが、復興庁から回答してもらう考え。復興庁からは、避難者支援法や損害賠償も含め何らかの対応をすると答弁する予定。

(関根) 県としては、あくまでも災害救助法による支援を求めるものである。

(西川) 当初県内自主避難者が２万３千人という情報があり、論外だと思っていたが、そんなに多くない話を聞いて、少しはホッとしている。しかしながら、仮に福島県で実施した場合、丸森町など他県にも波及する恐れがある。また、他の案件でもキャッシュバックや遡及の要望は全て断っており、遡及は難しい。また、後日東京電力に求償する範囲も考えなければならないので、福島県で考えている適用基準や対象人数の推計を出して欲しい。

（仮に災害救助法を適用するとしても、東京電力に求償できる範囲内で適用基準を考えるのでしょう（例えば、１８歳以上や会津エリアは対象としないなど）、という感じの話し振り）

厚労省 提出

県内自主避難者への借上住宅の支援について

平成２３年8月２３日　福　島　県

１　福島県の現状

(1) 原子力発電所事故の避難指示区域外から本県内へ避難しているいわゆる県内自主避難者については、災害救助法による救助の対象となっている。

しかしながら、本県では、全壊や避難指示区域内の被災者を優先してきたことから、運用上、借上住宅の支援をしてこなかった。

このため、支援を受けている県外自主避難者との間で不均衡が生じている。

(2) 災害発生から１年以上が経過し、県内にとどまっている県内自主避難者の経済的負担は大きくなっている。

(3) ６月県議会において、県内自主避難者に対する災害救助法運用等の支援を求める請願書が採択され、７月４日に県議会議長から内閣総理大臣、厚生労働大臣、復興大臣等に対し、地方自治法第９９条の規定による意見書が提出されている。

２　厚生労働省の見解

(1) 発災から１年以上経過している状況の下、原則として東京電力の損害賠償で対応すべきであり、災害救助法での対応は困難である。

(2) また、空いている建設型仮設住宅を活用して対応すべきである。

３　福島県としての方針

(1) 県内自主避難者の経済的負担を軽減するために、早急な対応が必要である。

(2) また、県内自主避難者の県外への流出を防ぐことや県外自主避難者の本県帰還を促進するためにも、県内での自主避難者への支援が必要である。

(3) 一方で、自主的避難者に対する東京電力の損害賠償については、平成２４年１月以降の損害にかかる賠償基準は示されておらず、いつ示されるのか明らかになっていない。

(4) 仮に、損害賠償が実施されるとしても、賠償の対象エリア、対象者、対象期間の面で、必要な支援が十分にカバーできない可能性が大きい。また、損害賠償の手続きにおいて、被災者に多大な労力と負担を課する恐れがある。

(5) このため、災害救助法により、県内自主避難者が県外自主避難者と同様に、借上住宅の支援が受けられるよう引き続き国と協議する。

(6) 建設型仮設住宅の空き住戸の活用については、県内自主避難者の選択肢の１つとなるよう調整する。

発　議　書

収受日	平成　年　月　日	記号·番号	原第238号
起案日	平成24年08月29日	所属	避難者支援課
決裁日	平成24年9月10日		
施行日	平成24年9月11日	起案者	小泉　潔
決裁区分	乙	電話番号	3881

決裁欄

決裁権者 原子力損害対策担当理事　次長　避難者支援課長　主幹兼副課長　主任主査　課員

合議先

次長　部参事　主幹兼副課長　主任主査　課員

注意事項

あて先

厚生労働大臣　小宮山　洋子，　復興大臣　平野達男

件名

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る緊急要望

伺い文

このことについて、別紙（案）により施行してよろしいか伺います。

※村田副知事が厚労省へ直接要望に出向く。
~~（9月10日予定）~~
→ 9/11で調整中

保存期間	1年	浄書	
保存満了年月	平成26年03月31日	照合	
文書種別		発送	
公開区分		公印	
文書分類	140-500-00G-002	整理番号	
簿冊名	避難者支援一般		

福　島　県

（案）

厚生労働大臣
小宮山　洋子　様

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る緊急要望

東京電力福島第一原子力発電所事故の避難指示区域外から本県内へ避難しているいわゆる「県内自主避難者」については、災害救助法による借上住宅の支援対象となっているが、本県では、全壊や避難指示区域内の世帯を優先し、運用上、借上住宅の支援をしてこなかった。このため、支援を受けている県外自主避難者との間で不均衡が生じており、災害発生から約一年半が経過し、仕事や家庭の事情、住み慣れた福島県を離れづらいなどの理由で県内にとどまっている県内自主避難者の精神的・経済的負担は大きくなっている。

本県では、県内自主避難者についても、同法による借上住宅支援の対象とするよう国と協議してきたが、国では同法の対象にはできず、東京電力の損害賠償や「原子力事故による子ども・被災者支援法」により対応すべきとの見解を変えていない。

しかしながら、県内自主避難者への住宅支援については、東京電力の損害賠償で十分にカバーすることは困難であり、また「原子力事故による子ども・被災者支援法」による施策の実現には時間を要することから、目の前で困窮している県内自主避難者を早急に救済するためには、災害救助法による支援が必要である。さらには、県内自主避難者への災害救助法の適用は、県外自主避難者の福島県への帰還の促進にもつながるものである。

以上により、次のとおり要望する。

記

県内自主避難者についても、災害救助法による借上住宅の支援が受けられるようにすること。

平成２４年９月　日

福島県知事　佐　藤　雄　平

（案）

復　興　大　臣
　　平　野　達　男　様

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る緊急要望

東京電力福島第一原子力発電所事故の避難指示区域外から本県内へ避難しているいわゆる「県内自主避難者」については、災害救助法による借上住宅の支援対象となっているが、本県では、全壊や避難指示区域内の世帯を優先し、運用上、借上住宅の支援をしてこなかった。このため、支援を受けている県外自主避難者との間で不均衡が生じており、災害発生から約一年半が経過し、仕事や家庭の事情、住み慣れた福島県を離れづらいなどの理由で県内にとどまっている県内自主避難者の精神的・経済的負担は大きくなっている。

本県では、県内自主避難者についても、同法による借上住宅支援の対象とするよう国と協議してきたが、国では同法の対象にはできず、東京電力の損害賠償や「原子力事故による子ども・被災者支援法」により対応すべきとの見解を変えていない。

しかしながら、県内自主避難者への住宅支援については、東京電力の損害賠償で十分にカバーすることは困難であり、また「原子力事故による子ども・被災者支援法」による施策の実現には時間を要することから、目の前で困窮している県内自主避難者を早急に救済するためには、災害救助法による支援が必要である。さらには、県内自主避難者への災害救助法の適用は、県外自主避難者の福島県への帰還の促進にもつながるものである。

以上により、次のとおり要望する。

記

県内自主避難者についても、災害救助法による借上住宅の支援が受けられるようにすること。

平成２４年９月　　日

福島県知事　佐　藤　雄　平

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る緊急要望　発言メモ

24．9．11　福　島　県

要望先：厚生労働省

1．県外における民間借上住宅の新規受付終了について

【副知事発言要旨】

○県外における新規受付件数が減少してきているが、県内の除染や災害復興住宅整備の見通しが明らかにならないなど、直ちに新規受付停止することは難しい状況。

○しかしながら、福島県への帰還を促進する上でも、県外の新規受付をいつまでも継続するのは難しい。

○現在、県外への避難を進める、あるいは避難を検討している被災者がいることから、受付終了にあたって、一定の周知期間が必要。

○そのため、受付終了時期を２４年１２月末までとし、知事の了解を得た。なお、受付の終了は、県内での自主避難者への支援が前提であり、セットと考えている。

(1)現状

○本県から４６都道府県に対して災害救助法に基づく応援要請を行い、現在、２３県において新規受付を継続。

○２３年１１月に、本県から各都道府県に対し、同年１２月末を持って新規受付を終了する旨を通知したが、県内市町村や被災者支援団体等から受付延長を求める要望・意見が多数寄せられたため、当面の間、受付を継続した経過がある。

(2)厚生労働省の見解

○県外避難者に係る民間住宅等の借上げについては、県外から福島県内への帰還が始まっていること、２学期が始まること等を踏まえ、避難等対象区域からの避難者であるか否かに関わらず、9月2日（9月末）までで新規受付の申請を終了したい。受付終了については、厚生労働省が全責任を持って対応する。

○なお、避難指示区域からの避難者が、県外から県内への住み替える場合は、当面、災害救助法で対応を可能としたい。

2．県内自主避難者への住宅支援について

【副知事発言要旨】

○県内自主避難者への借上住宅の支援について、現在、県外自主避難者との支援に不均衡が生じており、県内自主避難者への早急な支援が必要。

○県内自主避難者の県外への流出を防ぐことや県外自主避難者の本県帰還を促進するためにも、県内での自主避難者への支援が必要。

○自主避難者への住宅支援について、東京電力の賠償については困難であると資源エネルギー庁から聞いている。

○「原子力事故による子ども・被災者支援法」による施策の実現には時間を要することから、現に困窮している県内自主避難者を早急に救済するためには、災害救助法による支援が必要。

○実施に当たっての基準は、次の対応とする。
①対象地域及び対象者は、制約を設けない。
②実施期間は、２４年１０月から１２月末まで。
※県外から県内への帰還者については当分の間実施。
※対象世帯は、推計で５００世帯程度。

○県議会でも県内自主避難者の会からの請願が全会一致で採択され、また、意見書も国に出されたところであり、是非とも対応していただきたい。よろしくお願いしたい。

(1)現状

○県内自主避難者については、災害救助法による救助の対象。

○しかし、本県では、全壊や避難指示区域内の被災者を優先し、運用上、借上住宅支援の対応が出来なかったもので、県外自主避難者との間で不均衡。

(2)厚生労働省の見解

○発災から１年以上経過し、原則として東京電力の損害賠償や「原子力事故による子ども・被災者支援法」で対応すべきであり、災害救助法での対応は困難である。また、空いている建設型仮設住宅を活用して対応すべき。

○仮に実施するならどんな基準（対象地域、対象者、対象期間）になるのか。東京電力の損害賠償の対象にならない部分(会津地区は対象外)や避難者が自ら支払った家賃等の遡及は困難である。

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る緊急要望　発言メモ

24．9．11　福　島　県

要望先：復興庁

県内自主避難者への住宅支援について

【副知事発言要旨】

○県内自主避難者への借上住宅の支援について、現在、県外自主避難者との支援に不均衡が生じており、県内自主避難者への早急な支援が必要。

○県内自主避難者の県外への流出を防ぐことや県外自主避難者の本県帰還を促進するためにも、県内での自主避難者への支援が必要。

○自主避難者への住宅支援について、東京電力の賠償については困難であると資源エネルギー庁から聞いている。

○「原子力事故による子ども・被災者支援法」による施策の実現には時間を要することから、現に困窮している県内自主避難者を早急に救済するためには、災害救助法による支援が必要。

○実施に当たっての基準は、次の対応とする。
①対象地域及び対象者は、制約を設けない。
②実施期間は、２４年１０月から１２月末まで。
※県外から県内への帰還者については当分の間実施。
※対象世帯は、推計で５００世帯程度。

○県議会でも県内自主避難者の会からの請願が全会一致で採択され、また、意見書も国に出されたところであり、是非とも対応していただきたい。よろしくお願いしたい。

(1)現状

○県内自主避難者については、災害救助法による救助の対象。

○しかし、本県では、全壊や避難指示区域内の被災者を優先し、運用上、借上住宅支援の対応が出来なかったもので、県外自主避難者との間で不均衡。

(2)厚生労働省の見解

○発災から１年以上経過し、原則として東京電力の損害賠償や「原子力事故による子ども・被災者支援法」で対応すべきであり、災害救助法での対応は困難である。また、空いている建設型仮設住宅を活用して対応すべき。

○仮に実施するならどんな基準（対象地域、対象者、対象期間）になるのか。東京電力の損害賠償の対象にならない部分(会津地区は対象外)や避難者が自ら支払った家賃等の遡及は困難である。

■復興庁、厚生労働省に要望書提出際の想定

Ｑ１：災害救助法は困難だ、県単でやったらどうか。
Ａ１：県内自主避難者は災害救助法の対象者であり、災害救助法上、不均衡が生じており、災害救助法による支援をお願いしたい。

Ｑ２：福島県は、風評被害の払拭に向けて取り組んでいるのに、さらに、避難者を増やすことをしていいのか。
Ａ２：今回の目的は、現に救助を求めている県内自主避難者の支援を行うことと併せて、県外に避難している自主避難者の県内への受け皿にもなると考えている。

■復興庁、厚生労働省要望終了後、ぶら下がり想定

Ｑ１：今日は何を要望したのか。
Ａ１：県内の自主避難者について、災害救助法により借上住宅の支援が受けられるよう、復興庁及び厚生労働省に要望した。

Ｑ２：要望した感触はどうか。
Ａ２：両省庁とも、なかなか厳しい状況。発災から１年以上経過していること、「子ども・被災者支援法」で対応すべきなどとの話があった。

Ｑ３：今後どのように対応していくのか。
Ａ３：災害救助法で対応できるよう、引き続き強く求めていく。

発　議　書

収受日	平成　年　月　日	記号・番号	原第272号
起案日	平成24年09月25日	所属	避難者支援課
決裁日	平成24年9月25日		
施行日	平成24年9月26日	起案者	小泉　潔
決裁区分	丁	電話番号	3881

決裁欄

決裁権者

課長　主幹　主任主査　課員

（印）（印）（印）（印）

合議先

注意事項

あて先

厚生労働大臣　小宮山　洋子

件名

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る緊急要望

伺い文

このことについて、別紙（案）により施行してよろしいか伺います。

保存期間	1年	浄書	（小泉印）
保存満了年月	平成26年03月31日	照合	（小泉印）
文書種別		発送	
公開区分		公印	
文書分類	140-500-00G-002	整理番号	
簿冊名	避難者支援一般		

福　島　県

（案）

厚生労働大臣
小宮山　洋子　様

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る緊急要望

東京電力福島第一原子力発電所事故の避難指示区域外から本県内へ避難しているいわゆる「県内自主避難者」については、災害救助法による借上住宅の支援対象となっているが、本県では、全壊や避難指示区域内の世帯を優先し、運用上、借上住宅支援の対応ができなかった。このため、支援を受けている県外自主避難者との間で不均衡が生じており、災害発生から約一年半が経過し、仕事や家庭の事情、住み慣れた福島県を離れづらいなどの理由で県内にとどまっている県内自主避難者の精神的・経済的負担は大きくなっている。

本県では、県内自主避難者についても、同法による借上住宅支援の対象とするよう国と協議してきたが、国では同法の対象にはできず、東京電力の損害賠償や「原子力事故による子ども・被災者支援法」により対応すべきとの見解を変えていない。

しかしながら、県内自主避難者への住宅支援については、東京電力の損害賠償でカバーすることは困難であり、また「原子力事故による子ども・被災者支援法」による施策の実現には時間を要することから、目の前で困窮している県内自主避難者を早急に救済するためには、災害救助法による支援が必要である。さらには、県内自主避難者への災害救助法の適用は、県外自主避難者の福島県への帰還の促進にもつながるものである。

以上により、次のとおり要望する。

記

県内自主避難者についても、災害救助法による借上住宅の支援が受けられるようにすること。

平成２４年９月２６日

福島県知事　佐藤雄平

理事	次長	課長	主幹	主任主査	課員	担当

第９号様式（第14条関係）

復　命　書

平成２４年１０月５日、復興庁との協議のため、東京都（特別区）に出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

平成２４年１０月　９日

福島県知事　様

所　属　　生活環境部

職　氏名　次長(原子力損害対策担当)　関根　宏幸

避難者支援課長　野地　誠

避難者支援課主任主査　目黒　幹浩

記

1　用務地

（市町村名　東京都港区）

復興庁

2　用務の経過、結末等

子ども・被災者支援法及び県内自主避難者支援のため、復興庁と協議を行った（内容は別紙のとおり）。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

平成24年10月　5日
福　島　県

県内自主避難者への借上住宅支援に係る実施フレーム

1　対象地域及び対象者

平成２３年３月１１日以降、これまでに自主避難した世帯とする

【主な理由】　県内借上住宅制度上、全壊世帯や避難指定区域世帯が優先されたことにより、支援が後回しになっていた県内自主避難者のうち、今までに避難した世帯を最低限救いたい。また、新たな自主避難者の掘り起こしを防ぐことが出来る。
　さらに、県内に自主避難世帯の受け皿を作ることにより、県外自主避難者の県内への帰還を促すことが出来る。

2　受付期間

平成24年10月から12月末までとする
ただし、県外から県内への帰還者については当分の間受付を行う

【主な理由】　長期にわたって協議しており、速やかに実施する必要がある。
また、県外の受付終了時期と一体的に収束を図ることが出来る。

3　入居期間

全壊世帯や避難指定区域世帯と同じ（平成26年3月31日までとする）

【主な理由】　災害救助法上、県内で既に実施している全壊世帯や避難指定区域世帯と同様の契約内容、手続きでの支援が出来る。

4　対象世帯

推計500世帯程度

【主な理由】　県内自主避難世帯は、全国避難者システム登録者から推計300世帯と見込まれ、また、未登録者など同程度見込み計500世帯と推計される。

5　家賃遡及

家賃遡及は行わない

【主な理由】　県外自主避難者と同様の支援とする。

[redacted]

災害救助法における民間借上住宅について

２４．８．２４　避難者支援課

１．県外における民間借上住宅の新規受付終了について

(1) 現状

○県外避難者に係る民間住宅等の借上については、
災害救助法に基づく応援要請を行い、現在、23県において新規受付を継続して本県から46都道府県に対して
いる。

○23年11月に、本県から各都道府県に対し、同年12月末を持って新規受付を終了
する旨を通知したが、県内市町村や被災者支援団体等から受付延長を求める要
望・意見が多数寄せられたため、当面の間、受付を継続していただくよう改め
て要請した経緯がある。

(2) 厚生労働省の見解（24.8.23協議）

○県外避難者に係る民間住宅等の借上げについては、県外から福島県内への帰還
が始まっていること、２学期が始まること等を踏まえ、避難等対象区域からの
避難者であるか否かに関わらず、９月２日までで新規受付の申請を終了する。

○本件については、厚生労働省（社会・援護局総務課長名）から各都道府県に通
知を発出したい。なお、新規受付終了については、厚生労働省が全責任を持っ
て対応する。

(3) 県としての方針（案）

○県外の民間借上住宅の新規受付について、いつまでも継続するのは難しいと考
えている。

○しかしながら、現在、県外への避難を検討している被災者がいる可能性もある
ことから、受付終了にあたって、一定の周知期間が必要と考えている。

○そのため、受付終了時期を２４年１２月末とし、厚生労働省と協議していく。

２．県内自主避難者への住宅支援について

(1) 厚生労働省の見解（24.8.23協議）

○仮に実施するならどんな基準（対象地域、対象者、対象期間）になるのか。
東電の求償にならない部分(会津地区は対象外)については難しい。

○また、避難者が自ら支払った家賃等の遡及は困難である。

(2) 県としての対応

○基準については、現在、具体的に実施する土木部と調整しているところである。
基本は、県外自主避難者と同様の対応とし、会津地区などを除くといった制約
は考えていない。東電求償の対象にならない部分があることから、今まで災害
救助法の対応を求めてきたところである。

○厚生労働省とは本年４月以降災害救助法の対応を求めて協議しており、かな

りの期間（約半年）を経過しており、東電求償の対象にならない本年１月以降について遡及を求めていく必要があると考えている。

３．「民主党福島復興会議」事前会議（24.8.23開催）

民主党国会議員や県議から、県内自主避難者への災害救助法による対応を求めた。

これに対し、国(復興庁・厚労省）は、損害賠償で対応すべきとの姿勢を変えていないが、賠償で対応できない隙間の部分については、復興庁を中心に、国で何らかの対応は検討する旨の発言があった。

４．今後の対応

(1) 厚労省 西藤審議官と村田副知事との協議
日程調整中

(2) 県外民間借上住宅新規受付の終了
ふるさとへの帰還を促す観点、各県における新規受付件数が減少してきたことから、一定の周知期間を確保する方向で国と協議する。

(3) 県内自主避難者への住宅支援
ふるさとへの帰還を促す観点から、県外の新規受付終了の前に、災害救助法により具体的に対応できるよう、改めて国に強く要請する。

民間借上住宅に係る厚生労働省 西藤審議官への対応について

２４．８．２７ 生活環境部、土木部

1．県外における民間借上住宅の新規受付終了について

(1) 現状

○本県から46都道府県に対して災害救助法に基づく応援要請を行い、現在、23県
において新規受付を継続している。

○23年11月に、本県から各都道府県に対し、同年12月末を持って新規受付を終了
する旨を通知したが、県内市町村や被災者支援団体等から受付延長を求める要
望・意見が多数寄せられたため、当面の間、受付を継続していただくよう改め
て要請した経緯がある。

(2) 厚生労働省の見解（24.8.23協議）

○県外避難者に係る民間住宅等の借上げについては、県外から福島県内への帰還
が始まっていること、２学期が始まること等を踏まえ、避難等対象区域からの
避難者であるか否かに関わらず、９月２日までで新規受付の申請を終了する。

○本件については、厚生労働省（社会・援護局総務課長名）から各都道府県に通
知を発出したい。なお、新規受付終了については、厚生労働省が全責任を持っ
て対応する。

○なお、避難指示区域からの避難者については、県外から県内への避難について
は、当面、災害救助法で対応を可能としたい。

(3) 県としての方針（案）

○県外の民間借上住宅の新規受付について、いつまでも継続するのは難しいと考
えている。

○しかしながら、現在、県外への避難を検討している被災者がいる可能性もある
ことから、受付終了にあたって、一定の周知期間が必要と考えている。

○そのため、受付終了時期を２４年１２月末とし、厚生労働省と協議していく。

【副知事発言要旨】

○　県外における民間借上住宅の新規受付件数が減少してきているが、県内におけ
る除染や災害復興住宅整備の見通しが明らかにならないなど、直ちに新規受付停
止することは難しい。

○　新規受付について、現在、各都道府県調査を行っており、集計途中であるが本
年６月の受付実績が１２０世帯以上あることから、終了に当たっては、一定の周
知期間（２４年１２月末まで）を確保する必要があると考えている。

２．県内自主避難者への住宅支援について

(1) 厚生労働省の見解（24.8.23協議）

○仮に実施するならどんな基準（対象地域、対象者、対象期間）になるのか。
東電の求償にならない部分(会津地区は対象外)については難しい。

○また、避難者が自ら支払った家賃等の遡及は困難である。

(2) 県としての対応

○基準については、現在、調整しているところであるが、基本は、県外自主避難者と同様の対応とし、会津地区などを除くといった制約は考えていない。

○一方、例えば福島市内での移動や会津若松市から福島市への移動などの事例も想定されるが、避難か、転居かの判断が難しい問題もあり、契約申請時に聴き取り調査を行うなどで対応していきたいと考えているが､受付期間については、一定期間（本年１２月末まで）としたい。

○東電求償の対象にならない部分があることから、今まで災害救助法の対応を求めてきたところである。

○厚生労働省とは本年４月以降災害救助法の対応を求めて協議しており、かなりの期間（約半年）を経過しており、遡及を求めていく必要があると考えている。

【副知事発言要旨】

○　自主避難者への住宅支援について、東京電力の賠償については困難であると資源エネルギー庁から聞いている。

○　このため、県内の自主避難者にも県外と同様に災害救助法による支援が受けられるよう求めたい。

○　特に、ふるさとへの帰還を促す観点から、県内自主避難者支援と県外の受付終了はセットと考えている。県外の新規受付終了の前に、災害救助法により具体的な対応が必要である。

○　現在、スキームを詰めており、改めて正式に協議したい（厚生労働省へ要望）。

災害救助法による民間借上住宅について

24．9．5　生活環境部、土木部

副知事レク

1．県外における民間借上住宅の新規受付終了について

(1)現状

○本県から46都道府県に対して災害救助法に基づく応援要請を行い、現在、23県において新規受付を継続している。

○23年11月に、本県から各都道府県に対し、同年12月末を持って新規受付を終了する旨を通知したが、県内市町村や被災者支援団体等から受付延長を求める要望・意見が多数寄せられたため、当面の間、受付を継続していただくよう改めて要請した経緯がある。

(2)厚生労働省の見解

○県外避難者に係る民間住宅等の借上げについては、県外から福島県内への帰還が始まっていること、2学期が始まること等を踏まえ、避難等対象区域からの避難者であるか否かに関わらず、9月2日（9月末）までで新規受付の申請を終了したい。受付終了については、厚生労働省が全責任を持って対応する。

○なお、避難指示区域からの避難者が、県外から県内への住み替える場合は、当面、災害救助法で対応を可能としたい。

<対応(案)>

○県外における新規受付件数が減少してきているが、県内の除染や災害復興住宅整備の見通しが明らかにならないなど、直ちに新規受付停止することは難しい状況。

○しかしながら、福島県への帰還を促進する上でも、県外の新規受付をいつまでも継続するのは難しいと考えている。

○現在、県外への避難を進める、あるいは避難を検討している被災者がいることから、受付終了にあたって、一定の周知期間が必要と考えている。

○そのため、受付終了時期を24年12月末とし、厚生労働省と協議したい。

2．県内自主避難者への住宅支援について

(1)現状

○原子力発電所事故の避難指示区域外から本県内へ避難している、いわゆる県内自主避難者については、災害救助法による救助の対象となっている。

○しかし、本県では、全壊や避難指示区域内の被災者を優先してきたことから、運用上、借上住宅の支援をしてこなかったため、支援を受けている県外自主避難者との間で不均衡が生じている。

(2)厚生労働省の見解

○発災から１年以上経過している状況の下、原則として東京電力の損害賠償や「原子力事故による子ども・被災者支援法」で対応すべきであり、災害救助法での対応は困難である。また、空いている建設型仮設住宅を活用して対応すべき。

○仮に実施するならどんな基準（対象地域、対象者、対象期間）になるのか。東京電力の損害賠償の対象にならない部分(会津地区は対象外)や避難者が自ら支払った家賃等の遡及は困難である。

<対応(案)>

○県内自主避難者の経済的負担を軽減するために、早急な対応が必要である。

○また、県内自主避難者の県外への流出を防ぐことや県外自主避難者の本県帰還を促進するためにも、県内での自主避難者への支援が必要であり、自主避難者支援と県外の受付終了はセットと考えている。

○自主避難者への住宅支援について、東京電力の賠償については困難であると資源エネルギー庁から聞いている。

○実施に当たっての基準については、次の対応を検討する。

①対象地域及び対象者

（案の１）制約を設けない

（案の２）賠償と同様の基準（妊婦、子どもを対象とし、会津地区を除く）とするなど一定の制約を設ける。

②実施期間

（案の１）２４年１０月から１２月末まで

（案の２）２４年１０月から２５年の早い時期まで

※県外から県内への帰還者については当分の間実施

※対象世帯は、推計で５００世帯程度

○厚生労働省とは２４年４月以降災害救助法の対応を求めて協議しており、かなりの期間（約半年）を経過しており、遡及を求めたい。

○9月11日に村田副知事から厚生労働省、復興庁へ要望予定

災害救助法による民間借上住宅について

２４．９．６　生活環境部、土木部

知事レク資料

１．県外における民間借上住宅の新規受付終了について

(1)現状

○本県から４６都道府県に対して災害救助法に基づく応援要請を行い、現在、２３県において新規受付を継続している。

○２３年１１月に、本県から各都道府県に対し、同年１２月末を持って新規受付を終了する旨を通知したが、県内市町村や被災者支援団体等から受付延長を求める要望・意見が多数寄せられたため、当面の間、受付を継続した経緯がある。

(2)厚生労働省の見解

○県外避難者に係る民間住宅等の借上げについては、県外から福島県内への帰還が始まっていること、２学期が始まること等を踏まえ、9月2日（9月末）までで新規受付の申請を終了したい。受付終了については、厚生労働省が全責任を持って対応する。

<対応(案)>

○福島県への帰還を促進する上でも、県外の新規受付をいつまでも継続するのは難しいと考えている。

○現在、県外への避難を進める、あるいは避難を検討している被災者がいることから、受付終了にあたって、一定の周知期間が必要と考えている。

○そのため、受付終了時期を２４年１２月末とし、厚生労働省と協議したい。

2．県内自主避難者への住宅支援について

(1)現状

○原子力発電所事故の避難指示区域外から本県内へ避難している、いわゆる県
自主避難者については、災害救助法による救助の対象となっている。

○しかし、本県では、全壊や避難指示区域内の被災者を優先してきたことから
運用上、借上住宅の支援をしてこなかったため、支援を受けている県外自主
難者との間で不均衡が生じている。

(2)厚生労働省の見解

○発災から1年以上経過している状況の下､原則として東京電力の損害賠償や「
子力事故による子ども・被災者支援法」で対応すべきであり、災害救助法で
対応は困難である。また、空いている建設型仮設住宅を活用して対応すべき

＜対応(案)＞

○県内自主避難者の県外への流出を防ぐことや県外自主避難者の本県帰還を促
進するためにも、県内での自主避難者への支援が必要であり、自主避難者支
援と県外の受付終了はセットと考えている。

○自主避難者への住宅支援について、東京電力の賠償については困難であると
資源エネルギー庁から聞いている。

○実施に当たっての基準については、次の対応とする。
①対象地域及び対象者は、制約を設けない。
②実施期間は、２４年１０月から１２月末までとする。
※県外から県内への帰還者については当分の間実施
※対象世帯は、推計で５００世帯程度

○9月11日に村田副知事から厚生労働省、復興庁へ要望予定

避難者支援の課題等について

24．9．6　避難者支援課

知事レク資料

【避難者数：H24.9.5現在】
・県内・・・100，328人（避難区域 60，658人、り災世帯　39，670人）
・県外・・・ 60，878人（避難区域 27，935人、避難区域外 32，943人）
・合計・・・161，206人（避難区域 88，593人、り災世帯 39，670人、避難区域外 32，943人）

1　県内避難者支援

(1) 避難区域における対応
・　地域の生活環境の回復(除染やインフラ復旧等の推進)
・　帰還する被災者及び長期避難者の生活再建支援(安定的な居住環境の確保等)

(2) 自主避難者を含めた生活支援

① 住居関係
・　仮設、借上住宅の供与期間延長。
・　県内自主避難者に対する災害救助法に基づく借上住宅の提供。

② 避難者の健康管理、心のケア
・　県民健康管理調査の着実な実施。
・　避難の長期化に伴う心のケアや孤立化を防ぐための見守り対策。

③ 避難者への情報提供
・　避難者に対する県や避難元市町村等のきめ細かな情報提供。

2　県外避難者支援

(1) 住居関係
・　借上住宅の供与期間延長や住み替えへの柔軟な対応。

(2) 避難者へのケア、健康管理
・　避難の長期化に伴う心のケアや見守り対策。
・　甲状腺検査及びWBC検査の県外受診体制の整備。

(3) 避難者への情報提供
・　除染や復興の動きなど県及び避難元市町村のきめ細かな情報の提供。

(4) 高速道路の無料化
・　警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料化措置(9/30まで)の延長。
・　警戒区域外からの避難者に対する高速道路無料化措置の再開。

(5) 財政支援
・　避難者支援を行う受入自治体や民間団体等に対する継続的な財政支援。

＜避難者支援の方向性＞

・　避難している県民が避難先で安心して生活し、ふるさととのつながりが保てるよう、地元情報や交流の場の提供、相談、見守りなど心のケアの施策に取り組む。

・　県内における除染を始めとして、復興住宅等インフラの復旧等の生活環境の整備を図りながら、避難者のふるさとへの帰還に向けた取組みを進める。

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る今後の対応について

平成24年9月13日 生活環境部、土木部

9月11日、村田副知事に、復興庁（若泉政務官）、厚生労働省（西藤審議官）へ緊急要望を行い、強く要請をしていただいたが、結果は大変厳しい状況であった。

（国側発言要旨）

○復　興　庁：現在、避難者の状況について調査しており、その上で、少しでも早く解決できるよう対応していきたい。復興大臣には要望の内容は伝えたい。

○厚生労働省：発災から１年以上経過しており、災害救助法での支援はない。「子ども被災者支援法」などで検討すべき。復興庁、エネ庁、厚生労働省とで検討していく。

対応案（1）

○９月１４日の山形、新潟県との３県合同要望の際に、佐藤知事から直接要請を行う。

○県選出国会議員等に実情を説明し、応援を要請する。

（問題点）

(1)「子ども被災者支援法」による対応等早急な支援ができない。

(2) 国が急転直下、方針転換することは考えにくい。

対応案（2）

○支援に係る道筋が見えないことを踏まえ、県の判断で、災害救助法を根拠として、県内自主避難者への借上住宅支援を行う。

（問題点）

(1) 災害救助費の国庫負担金交付に当たり、対象外とされる可能性がある。
※一般財源の持ち出しとなる（年間約6億円：75千円×15月×500世帯）
※東電への直接賠償請求もあり得る。

(2) 今後、厚生労働省等との信頼関係がなくなる。

(3) 県外での新規受付の即時停止を一方的にされる恐れがある。
※厚生労働省担当室長から政治状況等も踏まえ、９月１８日の週にも通知したい意向を伝えてきた。

県内自主避難者への借上住宅支援について

H24.9.13　避難者支援課

■県の判断で実施する場合

災害救助法による県内自主避難者への借上住宅支援について、厚労省の了解を得ず、県の判断で実施した場合、以下の問題点がある。

○　災害救助費の国庫負担金交付に当たって、厚労省の精算監査を受けることになるが、その際、県内自主避難者の住宅借上げに係る費用については、国庫負担対象外とされる可能性がある。（ただし、対象外とする明確な根拠はないと思われる。）

そのため国庫対象外となった場合、一般財源持ち出しとなる。

■（参考）県知事の権限

救助の実施については、都道府県の法定受託事務とされており、救助の実施機関としての都道府県知事には、救助の実施上必要な義務（必要な救助計画の策定、施設や物資等の整備　等）が課せられ、また権限（救助業務への従事命令、通信設備の優先利用、市町村への事務委任　等）が付与されている。（「災害救助の運用と実務」p212～）

■（参考）救助基準（一般基準・特別基準）

救助基準（救助の程度・方法・期間）については、災害救助法施行令第9条（下記）に規定があるが、県内自主避難者は、厚労省通知（平成23年4月4日付「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その5)」）により法の適用対象となっており、現在まで、その取扱いを改める旨の通知が出されていないことから施行令9条第2項に定める厚労省との協議は必要ないものと考えられる。

※　災害救助法施行令第9条

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。（一般基準）

② 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（特別基準）

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る今後の対応について

平成 24 年 9 月 13 日 避難者支援課

9月１１日、村田副知事に、復興庁（若泉政務官）、厚生労働省（西藤審議官）へ緊急要望を行い、強く要請をしていただいたが、結果は大変厳しい状況であった。

（国側発言要旨）

○復　興　庁：現在、避難者の状況について調査しており、その上で、少しでも早く解決できるよう対応していきたい。復興大臣には要望の内容は伝えたい。

○厚生労働省：発災から１年以上経過しており、災害救助法での支援はない。「子ども被災者支援法」などで検討すべき。復興庁、エネ庁、厚生労働省とで検討していく。

対応案（1）

○９月１４日の山形、新潟県との３県合同要望の際に、佐藤知事から直接要請を行う。

○県選出国会議員等に実情を説明し、応援を要請する。

（問題点）

(1)「子ども被災者支援法」による対応等早急な支援ができない。

(2) 国が急転直下、方針転換することは考えにくい。

対応案（2）

○支援に係る道筋が見えないことを踏まえ、県の判断で、災害救助法を根拠として、県内自主避難者への借上住宅支援を行う。

（問題点）

(1) 災害救助費の国庫負担金交付に当たり、対象外とされる可能性がある。
　※一般財源の持ち出しとなる（年間約６億円：75 千円× 15 月× 500 世帯）
　※東電への直接賠償請求もあり得る。

(2) 今後、厚生労働省等との信頼関係がなくなる。

(3) 県外での新規受付の即時停止を一方的にされる恐れがある。
　※厚生労働省担当室長から政治状況等も踏まえ、９月１８日の週にも通知したい意向を伝えてきた。

回　答　要　旨

【要請者　全日本年金者組合福島県本部】　　　　平成24年10月19日（金）

要望項目番号1－（2）④（避難者支援課）

要望事項	県内への自主避難者（の借上住宅）に対する災害救助法の適用
回答要旨	県内自主避難者に対する借上住宅につきましては、災害救助法の適用がなされるよう、再三にわたり要望してきたところですが、国は、発災から１年以上が経過している状況を踏まえ、応急救助を目的とした同法ではなく、新たに成立した「子ども・被災者支援法」等での対応を検討すべきとしております。 県といたしましては、原子力災害という特殊な状況に鑑み、現に困窮している県内自主避難者を早急に救済するため、災害救助法による支援を引き続き国に強く要望してまいります。
備考（参考資料・データ等）	＜要望経過＞ ・H24年5月以降 事務方レベルで厚労省へ要望を重ねる ・H24年7月4日 県議会議長名で内閣総理大臣、厚生労働大臣等へ意見書を提出 ・H24年8月23日 県選出国会議員及び関係省庁（厚労省、復興庁、エネ庁）へ要望 ・H24年8月28日 副知事と厚労省審議官で協議 ・H24年9月11日 知事名で副知事から厚労大臣及び復興大臣へ緊急要望書提出 ・H24年9月13,14日 県選出国会議員へ要望 ・H24年9月26日 知事から厚労大臣、副大臣、事務次官、政務官へ緊急要望書提出

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る今後の対応について

平成24年9月21日　生活環境部、土木部

○9月11日　村田副知事が復興庁、厚生労働省へ緊急要望
- 復興庁：避難者の状況を調査中。少しでも早く解決できるよう対応していきたい。
- 厚労省：1年以上経過し、救助法での支援はない。子ども被災者支援法などで対応すべき。復興庁、エネ庁、厚労省で検討していく。

○9月14日　山形、新潟、福島三県知事要望時
- 復興大臣：県内自主避難者支援について、福島県から要望をいただいている。解釈（対応）が難しい面もあるが、厚労省に言ってみる。

○県選出国会議員への働きかけ
- 9月13日　金子議員　今避難している人に迅速に対応すべきであり、災害救助法で対応するよう厚労省に言っておく。
- 9月14日　玄葉議員秘書　避難者の声を受け厚労省に働きかけてきたが、全くダメ。県の判断で実施し、東電に求償することも選択肢。

対応案1

○知事から厚生労働大臣へ電話により直接要請を行う。
○引き続き、県選出国会議員等に実情を説明し、応援を要請する。
（問題点）
(1) 厚労省は、一貫して東電の賠償や子ども被災者支援法で対応すべきとの姿勢である。
※厚労省は、県外での借上住宅の新規受付を年内中に締め切り、9月28日にも各県に通知したいとしており、救助法の幕引きを図っている。

対応案2

○建設型仮設住宅、県営住宅等への入居の取り扱いを検討する。
（問題点）
(1) 建設型仮設は、避難区域各市町村が県外避難者の帰還の受け皿として考えていること、また、団地毎に市町村が管理しており、他市町村の避難者が入ることで管理が複雑になるため、他市町村の（自主）避難者への入居には難色を示す可能性が強い。
(2) 県営住宅は、目的外使用として応急仮設住宅を提供してるが、自主避難者は対象としていない。なお、県営住宅の本来の入居対象者とのバランスや入居希望地域（部屋）と空住戸地域（部屋）のミスマッチが生じる可能性がある。

対応案3

○支援に係る道筋が見えないことを踏まえ、県の判断で、災害救助法を根拠として、県内自主避難者への借上住宅支援を行う。
○県の判断で実施することを見据えて、対象者の絞り込みも検討する。
（問題点）
(1) 災害救助費の国庫負担金交付に当たり、対象外とされる可能性がある。
※一般財源の持ち出しとなる（年間約6億円：75千円×15月×500世帯）
※東電への直接賠償請求もあり得る。
(2) 今後、厚生労働省等との信頼関係がなくなる。
(3) 対象地域や対象世帯等の制度設計を新たに決める必要がある。
<例>・同一市町村内での避難は対象外とする。
・妊婦や子ども世帯のみを対象とする。
・入居時からの家賃遡及を行わない。　など

避難者に対する借上住宅の支援について

平成24年9月21日　福島県生活環境部

	地震・津波被災者 避難区域避難者	自主避難	備考
県内	○	×	自主避難についても適用されるよう国と協議中
県外	○	○	

○県内自主避難者については、県外自主避難者と同様に、現在も災害救助法による救助の対象。

○本県では、地震・津波による全壊世帯や避難指示区域内の被災者を優先し、運用上、借上住宅支援の対応ができなかったもので、県外自主避難との間で不均衡が生じている。

（※厚生労働省からは、1年以上経過しており、東電の賠償や新しい法律での対応といわれている。）

○自主避難者への住宅支援について、東京電力の賠償については困難であると資源エネルギー庁から聞いている。

○「原子力事故による子ども・被災者支援法」による施策の実現には時間を要することから、現に困窮している県内自主避難者を早急に救済するためには、災害救助法による支援が必要。

○県内自主避難者の県外への流失を防ぐことや県外自主避難者の本県帰還を促進するためにも、県内での自主避難者への支援が必要。

平成24年9月24日
福　島　県

県内自主避難者への借上住宅支援に係る実施フレーム

1　対象地域及び対象者

既に自主避難した者とする

【主な理由】県内借上住宅制度上、全壊世帯や避難指定区域世帯が優先されたことにより、支援が受けられなかった対応を行うものとする。また、新たな自主避難者の掘り起こしを防ぐことが出来る。

2　受付期間

平成24年10月から12月末までとする
ただし、県外から県内への帰還者については当分の間受付を行う

【主な理由】長期にわたって協議しており、速やかに実施する必要がある。また、短期間に実施することで、不適切な利用を防ぐことになる。

3　入居期間

全壊世帯や避難指定区域世帯と同じ（平成26年3月31日まで）

【主な理由】災害救助法上、県内で既に実施している全壊世帯や避難指定区域世帯と同様の契約内容、手続きでの支援が必要である。

4　対象世帯

推計500世帯程度

【主な理由】県内自主避難世帯は、全国避難者システム登録者から推計300世帯と見込まれ、また、未登録者など同程度見込み計500世帯と推計される。

5　家賃遡及

家賃遡及は行わない

【主な理由】県外自主避難者と同様の支援とする。

県内自主避難者への借上住宅の支援に係る今後の対応について

平成24年10月22日　生活環境部、土木部

- ・9月11日　村田副知事が復興庁、厚生労働省へ緊急要望
  １年以上経過し、救助法では困難。子ども被災者支援法等で対応すべき。
- ・9月14日　山形、新潟、福島三県知事要望
- ・9月26日　知事が厚生労働省へ要望
- ・10月5日　復興庁との協議
  救助法の適用の判断は厚生労働省。積極的なバックアップは困難。
- ・10月15日　鈴木理事が厚生労働省へ要請（厚労省：西藤（にしとう）審議官）
  「子ども・被災者支援法」で対応すべき。救助法による対応は困難。

対応案

○ 県内自主避難者の避難が長期化し、現に困窮している当該避難者を早急に支援する必要があることから、県として、災害救助法により、県内自主避難者への借上住宅支援を行う。

＜理由等＞

○ 県内自主避難者は県外自主避難者と同様、災害救助法の支援対象になっているが、発災から長期間経過したことから、対象者を絞り実施する。

○ 法的には対象となるはずであり、災害救助法による国庫負担を求めていく。
（所要額：年間３億円程度）

○ 再三にわたり国(厚労省、復興庁)へ要望してきたが、国は「子ども・被災者支援法」で対応すべきとし、現時点で了解は得られていないが、引き続き国に了解を求めていく。

◆ 実施フレーム

1 対象者	平成23年3月11以降、これまでに自主避難した世帯のうち、原則として子ども(平成23年3月11日時点で18歳以下)及び妊婦のいる世帯を対象とする。
2 受付期間	平成24年11月から12月28日までとする。 ただし、県外から県内への帰還者については当分の間受付を行う。
3 入居期間	全壊世帯や避難指定区域世帯と同じ(平成26年3月31日までとする)
4 対象世帯数	推計300世帯程度
5 家賃遡及	家賃遡及は行わない
6 その他	実施にあたっては、誓約書を求めるなど、避難目的でない不適正利用の排除に努める。

※11月5日の災害対策本部会議において、県外借上げ住宅の新規受付終了(12/28)と併せて公表。

[redacted]

「県内自主避難者借上住宅支援」及び「県外借上住宅新規受付終了」の実施概要（案）

H24.10.25　生活環境部・土木部

1　県内自主避難者借上住宅支援について

(1) 対象者

平成２３年３月１１以降、２４年１１月５日までに自主避難した世帯のうち、子ども(平成２３年３月１１日時点で１８歳以下）又は妊婦のいる世帯。

(2) 受付期間

平成２４年１１月から１２月２８日までとする。

ただし、県外から県内への帰還者については当分の間受付を行う。

(3) 入居期間

平成２６年３月３１日までとする。（全壊世帯や避難指定区域世帯と同じ）

(4) 対象世帯：推計３００世帯程度

(5) 家賃遡及：行わない

(6) その他

実施にあたり、誓約書を求めるなど、避難目的でない不適正利用の排除に努める。

2　県外借上住宅の新規受付終了について

本県から県外へ避難する方に対する借上住宅の新規受付について、本年１２月２８日で終了する。

3　今後のスケジュールについて

10月26日(金)まで

・財政課事前協議（事業内容、予算規模、今後の予算対応等について）

10月30日(火)　16:10～16:20

・知事レク

11月 1日(木)

・厚労省及び復興庁への報告

村田副知事から厚労省 西藤審議官への電話

必要に応じて理事等が訪問

11月 2日(金)

・県議会正副議長及び各会派等へ口頭説明（自民、民主・県民連合、共産、未来、公明、みどり、企画環境委員会)

制度概要及び11/5の災害対策本部員会議で公表する旨を説明する。

・各県（新潟、山形、埼玉等）への事前説明

・各市町村（福島、郡山、伊達等）への事前説明

11月 5日(月)　9:30～

・災害対策本部会議において実施を公表

・各都道府県への通知

県外受付終了と県内自主避難者支援について、併せて避難者支援課から通知。

受入関係都県連絡会議：11月5日(月)13:30～15:30

・県内市町村への通知

県外受付終了通知は避難者支援課から通知。

県内自主避難者支援は避難者支援課及び建築指導課の連名より通知。

市町村説明会を実施予定。

平成24年11月 5日
生 活 環 境 部

県外借上げ住宅の新規受付終了について(案)

現在、福島県から県外へ避難されている方に対し、災害救助法により応急仮設住宅としての借上げ住宅が提供されていますが、県外への避難者が減少傾向にあり、地元への帰還が始まっていることなどを踏まえ、県外借上げ住宅の新規受付を本年１２月２８日で終了します。

なお、既に避難している方は継続されます。

○新規受付を終了する借上げ住宅

民間賃貸住宅のほか、自治体の公営住宅、ＵＲ賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅等も受付を終了します。

○現在まで新規受付を実施している自治体

岩手県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(以上２３県)

○その他

県外の避難者が県内へ帰還する場合の応急仮設住宅（借上げ住宅含む）の受付は、当面の間実施します。

（ただし、県外の自主避難者が県内へ帰還する場合は、子ども又は妊婦のいる世帯に限ります。）

【問い合わせ先】 生活環境部　避難者支援課長　野地　誠
電話　024－521－8046
県庁内線　5890

「県内自主避難者借上住宅支援」及び
「県外借上住宅新規受付終了」について

H24.10.31　生活環境部・土木部

○　県内自主避難者借上住宅支援について

現在、災害救助法の支援の対象になっていない県内自主避難者の借上げ住宅支援について、これまでに県内に自主避難した世帯のうち、子ども又は妊婦のいる世帯に対象を絞り、災害救助法による支援を実施する。

○　県外借上住宅の新規受付終了について

県外への避難者が減少傾向にあり、地元への帰還が始まっていることなどを踏まえ、県外借上げ住宅の新規受付を本年１２月２８日で終了する。

◆　目的

県内自主避難者借上住宅支援と県外借上住宅新規受付終了を一体的に行うことで、現に困窮している県内自主避難者を支援するとともに、全体として県内への帰還の環境づくりを行うものです。

《今後のスケジュールについて》

10月30日（火)及び11月1日（水)
・厚生労働省及び復興庁への報告
11月 2日(金)
・県議会正副議長及び各会派等へ口頭説明
制度概要及び11/5の災害対策本部会議で公表する旨を説明
11月 5日(月） 9:30～
・災害対策本部会議において原子力損害対策担当理事から制度説明

＜知事コメント＞

○東日本大震災から１年７か月余りが経過したが、現在も約１６万人が避難を余儀なくされている。
○避難が長期化し、また、広範囲に及んでおり、避難者は厳しい環境のもとで、様々な問題を抱えており、各部局連携のもとで、避難者支援をしっかりやること。
○今回の対応を通じて、避難者の県内への帰還に向けて、取り組んでほしい。

「県内自主避難者借上住宅支援」及び
「県外借上住宅新規受付終了」について

H24.11.1　生活環境部・土木部

○ 県内自主避難者借上住宅支援について

現在、災害救助法の支援の対象になっていない県内自主避難者の借上げ住宅支援について、これまでに県内に自主避難した世帯のうち、子ども又は妊婦のいる世帯に対象を絞り、災害救助法による支援を実施する。

○ 県外借上住宅の新規受付終了について

県外への避難者が減少傾向にあり、地元への帰還が始まっていることなどを踏まえ、県外借上げ住宅の新規受付を本年１２月２８日で終了する。

◆ 目的

県内自主避難者借上住宅支援と県外借上住宅新規受付終了を一体的に行うことで、現に困窮している県内自主避難者の支援とともに、県外避難者の県内への帰還の取り組みとして行うものです。

《今後のスケジュールについて》

10月30日（火）及び11月1日（水）

・厚生労働省及び復興庁への報告

11月 2日(金)

・県議会正副議長及び各会派等へ口頭説明

制度概要及び11/5の災害対策本部会議で公表する旨を説明

11月 5日(月)　9:30～

・災害対策本部会議において原子力損害対策担当理事から制度説明

＜知事コメント＞

○東日本大震災から１年７か月余りが経過したが、現在も県内外に約１６万人が避難を余儀なくされている。

○避難が長期化し、また、広範囲に及んでおり、避難者は厳しい環境のもとで、様々な問題を抱えており、各部局連携のもとで、避難者支援及び帰還に向けた環境づくりにしっかり取り組んでほしい。

平成２４年１１月５日
生活環境部、土木部

県内自主避難者への借上げ住宅支援について

現在、災害救助法の支援の対象になっていない県内自主避難者の借上げ住宅支援について、災害救助法により、下記のとおり実施します。

○対象世帯

平成２３年３月１１日以降、平成２４年１１月１日までに県内に自主避難した世帯のうち子ども又は妊婦のいる世帯とします。

○入居期間

平成２６年３月３１日までとします。
（避難指示区域世帯や全壊世帯と同じです。）

○受付期間

平成２４年１１月１５日から１２月２８日までとします。

ただし、県外へ自主避難した子ども又は妊婦のいる世帯が、県内へ戻る場合については、当面の間受付を行います。

○家賃遡及

家賃遡及は行いません。

県の家賃負担は、借上げ住宅の入居申し出を市町村が受付した日から対象とします。

○受付窓口

避難元（従前の居住地）の市町村に申し出をしていただきます。

○その他

上記以外の取扱いは、「福島県借上げ住宅実施要綱」に準じます。

※　自主避難世帯とは、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等が出ている地域外から避難している世帯又は住宅が全壊、全焼若しくは流失などで居住する住宅がない世帯以外の世帯です。

※　子ども又は妊婦のいる世帯とは、平成２４年１１月１日時点で、子ども（平成２３年３月１１日時点で１８歳以下）又は妊婦の方がいる世帯です。
発災から長期間が経過したため、これらの世帯に絞り実施するものです。

※　市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とします。

【Q&A】

Q1

同一市町村内での転居の場合、支援の対象となるのか。

A1

対象外です。

同一市町村の場合は、生活の根拠があった場所であり、避難とみなすことが困難であること。

Q2

一旦、県外に自主避難し、県内の借上げ住宅に戻る場合で、従前地と同一市町村に戻る場合、支援の対象となるのか。

A2

対象外です。同一市町村の転居を対象外にすることから、県外から戻る場合も同様の取扱いとなります。

平成24年11月 5日
生　活　環　境　部

県外借上げ住宅の新規受付終了について

現在、福島県から県外へ避難されている方に対し、災害救助法により応急仮設住宅としての借上げ住宅が提供されていますが、県外への避難者が減少傾向にあり、地元への帰還が始まっていることなどを踏まえ、県外借上げ住宅の新規受付を本年１２月２８日で終了します。

なお、既に県外借上げ住宅に避難している方への支援は継続されます。

○新規受付を終了する借上げ住宅

民間賃貸住宅のほか、自治体の公営住宅、ＵＲ賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅等も受付を終了します。

○現在まで新規受付を実施している自治体

岩手県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
(以上２３県)

○その他

県外の避難者が県内へ帰還する場合の応急仮設住宅（借上げ住宅含む）の受付は、当面の間実施します。

ただし、県外の自主避難者が県内へ帰還する場合は、子ども又は妊婦のいる世帯に限ります。

【Q＆A】

Q1

なぜ、１２月２８日で受付を締め切るのか。

A1

県外への避難世帯が、今年1月から4月までは約５００世帯で推移していたが、5月以降大幅に減少していること、避難区域の再編が開始され県内への帰還が始まっていることなどから、１２月末とするものです。

Q2

1月以降に県外避難を希望する人はどうすればいいのか。

A2

災害救助法での支援はできません。新たに成立した「子ども・被災者支援法」で支援が検討されるべきと考えています。

避難指示区域の方については、東京電力の賠償対象になるケースもあり、個別に対応を検討していただくとともに、県内借上住宅の受付も当面の間、継続しております。

課長	主幹	主任主査	課　　員	担当
	原田			小泉

会議出席報告

会議名称　県内自主避難者への借上げ住宅支援に関する説明会

日時・場所　11月29日 杉妻会館　4階　牡丹の間

出 席 者　県：生活環境部避難者支援課

野地課長、原田主幹、目黒主任主査、小泉主査

土木部建築指導課

紺野主幹、三上主査、穂積主任、古賀主事

市町村：別紙一覧表のとおり

内　　容　別添資料のとおり

県内自主避難者借上げ住宅説明会　意見・質問事項

（説明会後にメール等で寄せられたもの）

11月12日9時現在

11月8日	本宮市	・放射線量を判断基準とするか否かを早く示してほしい ・プレス公表前に説明会等で周知すべき
11月8日	伊達市	**・放射線量を判断基準にすべきではない** **・同一市町村内の転居を対象とすべき** ・プレス公表前に説明会等で周知すべき ・避難元市町村だけでなく、県でも受付することを検討するべき
11月8日	大玉村	**・同一市町村内の転居を対象とすべき**（同一市町村の転居を対象外とする説明が十分ではない） ・プレス公表前に説明会等で周知すべき
11月9日	田村市	**・放射線量を判断基準にすべきではない**（距離で判断して避難しているケースがある。事務が繁雑）
11月9日	二本松市	・市の平均的な線量ではなく、避難元（先）に近い地点でのデータで判断すべき ・除染が進んでいるから最近のデータは採用すべきでない ・原発事故後の混乱期（線量が不明時）に避難したケースも考えると、線量の高低で線を引くべきではない（説明会時のいわき市の意見と同趣旨） ・住民対応にあたり、もう少し詳しいパターン毎のQ＆Aがほしい
11月9日	只見町	・放射線量を判断基準とするのであれば、線量の大小を厳密にしない（弾力的な）運用も了としてほしい ・誓約書の相手先は「福島県知事」となるべき ・市町村内での転居（対象外）については、県として責任を持った説明をしてほしい
11月9日	相馬市	**・（案1）放射線量を判断基準にすべきではない** （原発事故後の混乱期（線量が不明時）に避難したケースも考えると、線量の高低で線を引くべきではない（いわき市、二本松市の意見と同趣旨） ・（案2）放射線量を判断基準にするのであれば、県で各市町村に照会し、データを統合して示すべき
11月9日	郡山市	・退去時等における責任の所在を明確にしてもらわないと、県との協定は躊躇する（上層部に説明がつかない）
11月9日	会津若松市	・避難元（福島市、郡山市等）の市町村が協定せず、当市だけ協定した場合は、どのようになるのか（受付を当市で行うのか？）

県内自主避難者借上げ住宅説明会　意見・質問事項

H24,11,8

（説明会時の意見・質問要約版）

意見・要望

伊達市　放射線量にこだわる必要があるのか（基準は要らないのではないか）
15日から本当に開始しろと言うのか
市町村への丸投げではないのか
300世帯と見込んでいるなら、県でやればいいのではないか
避難の実態を判断するためには避難先で受付をすべきではないか
避難先の県の振興局でやればいいのではないか
同一市町村内を対象外（帰還できない）とするのは納得できない
避難目的を相手方にその都度聞き取りする意味と労力を県は理解しているのか

須賀川市　放射線量の基準日は、避難元と避難先で同一日でなければならないのか

福島市　県内で知人宅等の避難からは対象か
災害公営住宅は現在入居ダメだが、今回の自主避難者はどうなるのか

川俣町　具体の説明もない時期に、県の担当から、市へ投げ返されたケースがあった
市町村に丸投げしないでほしい

いわき市　現在でも約2000件を抱えている状況で、入居（避難）の実態確認は困難
協定の可否を判断するため、本日の議事録を来週早々にほしい
協定書の決裁等を考えると、15日からのスタートは厳しい
誓約書は知事宛になぜできないのか
いわき市は発災当初、放射線量の測定をしていないので、線量の高低の判断が困難
制度の公表前に、市町村の意見を聞き、説明すべきではないか
具体の説明もない時期に、県の担当から、市へ投げ返されたケースがあった
いわき市は広く線量の差が大きい。同一市町村は対象外とすることは再考願いたい。
なぜ、自主避難者を優遇するようなことをするのか（他者に説明がつかない）

郡山市　退去時の責任（家主からの訴訟の相手）は県か市か。
退去時のトラブルが一番多い。責任の相手を明確にしてもらわないと協定は？（上司に説明がつかな

全体として　放射線量の判断に苦慮する
15日からの受付スタートは厳しい
同一市町村内の避難を対象としてほしい
避難先の市町村で受付をすべき
市町村に丸投げしないでほしい
という意見・要望が多かった。

※放射線量を避難の判断とすることの是非について、各市町村から、明日9日17時まで、避難者支援課宛、電話かメールで回答するよう要請した。

回覧	理事	次長	課長	主幹	主任主査	課員	担当
							小泉

11/13 FAX

事務連絡
平成２４年　１１月１３日

各市町村借上げ住宅担当課　御中

福島県生活環境部避難者支援課
福島県土木部建築指導課

県内自主避難者への借上げ住宅支援について（送付）

平成２４年１１月８日に実施しました標記に関する説明会当日及びそれ以降に各市町村からいただいた質問・意見等について、別紙のとおり、県の考え・対応をまとめましたので送付いたします。

特に、判断基準としての放射線量の考え方につきましては、いただいた意見を踏まえ、下記のとおり整理しましたので確認願います。

なお、今回送付しました県の見解及び説明会において配付しましたＱ＆Ａにつきましては、今後、必要に応じて項目を追加し、お知らせします。

１１月１５日からの受付開始に向けて、御協力よろしくお願いいたします

記

（放射線量の考え方）

市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とするが、東京電力福島第一原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、避難元市町村の自主避難の状況等を勘案し、市町村が避難と認める場合は対象とすることができる。（同一市町村内での転居は対象外）

具体的には

別の市町村への転居である場合

・災害発生時に居住していた住居よりも、原発からの距離が遠い場所への転居
・災害発生時に居住していた住居が、避難指示等対象区域に近接している場所にあること
・災害発生時に居住していた住居の周辺住居の多くが、他の地域に自主避難していること

などから、市町村が避難と判断した場合は、その理由（根拠）を「福島県借上げ住宅申出書」の欄外に記載した上で、対象とすることができる。

事務担当
本支援の制度の考え方等に関すること：生活環境部避難者支援課　電話024-521-8306
本支援の契約・支払い等に関すること：土木部建築指導課分室２　電話024-521-5764

県内自主避難者借上げ住宅支援に係る質問・意見等に対する県の見解

＜説明会後の質問・意見等を含む＞

	意見・要望	県の見解
1	放射線量にこだわる必要があるのか。（基準はいらないのではないか。）	避難であることを判断をするうえで、何らかの考え方が必要であることから、一定の基準としてお示ししたものです。 従いまして、放射線量を全く考慮しないとすることは適当ではないと考えます。 以上のことから、市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象としますが、避難の要因として、東京電力福島第一原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、避難元市町村の自主避難の状況等も考えられますので、これらの要因を勘案し、市町村が避難と認める場合は対象にして構いません。（同一市町村内での転居は対象外） 具体的には ・災害発生時に居住していた住居よりも、原発からの距離が遠い場所への避難 ・災害発生時に居住していた住居が、避難指示等対象区域に近接している場所にあること ・災害発生時に居住していた住居の周辺住民の多くが、他の地域に自主避難していること などから、市町村が避難と判断した場合は、その理由（根拠）を明記したうえで、対象として構いません。
2	放射線不安で避難したのは当たり前。その都度確認する必要があるのか。	避難目的でない方を排除するために一定の基準が必要であることから、放射線量を判断の基準といたしました。 聞き取り等による実態確認は、必要に応じてお願いします。 基本的には申し出書類で判断していただいて構いません。
3	放射線量の基準日は、避難元と避難先で同一日でなければならないのか。	発災直後でも避難時でも構いませんが、同一時期で比較していただくことになります。
4	いわき市は発災当初、放射線量の測定をしていないので、線量の高低の判断が困難である。	原発事故直後の状況から、放射線量の高低以外の理由（発電所からの距離的な不安等）で避難したケースもあると考えられます。 そのため、避難の時期や状況等から、市町村において避難目的であると判断した場合は、対象として構いません。（ただし、同一市町村内は対象外です。） ※意見・要望1を参照願います。
5	市町村の平均的な線量ではなく、避難元（先）に近い地点でのデータで判断すべきである。	「各市町村の放射線データ一覧」は一義的に判断するためのもので、必要に応じて、「県内各市町村環境放射能測定結果」等の客観性のある詳細な測定地点のデータで判断して差し支えありません。
6	除染が進んでいるから、最近のデータは採用すべきでない。	発災当時又は避難時点のデータでも構いませんが、避難元と避難先のデータは同時期で比較してください。（どちらも客観的なデータで判断願います。）
7	同一市町村内を対象外（帰還できない）とするのは納得できない。	同一市町村は生活の地盤であり、この中での移動を避難とみなすことが困難であること、県外から戻る場合に、自宅がありながら近くのアパートに入居し無償で提供を受けることは、避難せずに残っている方の理解が得られないなど、全体的なバランスを考慮し、総合的に判断したものです。
8	300世帯と見込んでいるなら、県で受付が可能ではないか。	対象世帯数は全国避難者情報システム等のデータから推計したものですが、制度実施後に増減が出てくると思われます。 避難世帯の実態を把握している避難元市町村において受付を行っていただくのが、最も適当と思いますので、避難者支援の観点から、御理解、御協力をお願いします。
9	避難の実態を判断するためには避難先で受付をすべきではないか。	避難区域からの避難者や地震・津波被災による避難者についても、避難元の市町村で受付を行っていること、また、避難先となっている一定の市町村への事務集中も懸念されることから、これまで同様、避難元の市町村で受付をお願いしたいと考えております。
10	県内で親戚宅に避難しているケースは対象か。	民間賃貸住宅に入居している世帯が対象となりますので、親戚、友人、知人宅等に住んでいるケースは対象外です。

11	公営住宅に入居している自主避難者の取扱いはどうなるのか。	現在、県営住宅に入居している世帯のうち、今回の対象要件を満たす世帯については、家賃の減免を検討しています。決まり次第お知らせいたします。
12	現在でも多数の借上物件を抱えている状況で、さらなる入居（避難）の実態確認は困難	基本的に書類審査で判断して差し支えありません。 必要に応じて、聞き取り等により実態確認をお願いします。
13	誓約書は知事宛になぜできないのか。	借上げ住宅については、従来の様式でも市町村宛としております。 災害救助法第30条により、県との基本協定に基づき、各市町村に事務の委任をお願いしてることから、市町村宛としております。
14	自主避難者を支援することについて、どのように説明すればよいのか。	自主避難者も災害救助法の適用対象となっております。 支援が行われきた県外自主避難者との不公平の是正、発災から長期間経過した中で、子ども・妊婦については放射線への不安が高いとされ、一定の合理性があることなどから、今回、対象を絞って実施するものであります。
15	退去時のトラブルが一番多い。県との協定締結に当たり、責任の相手を明確にしてほしい。	一義的には、入居者と家主の間で解決していただくことになります。 今回は、貸主（家主）・借主（県）・入居者・事務代行者（市町村）との4者契約ですので、県も当事者として、市町村と連携しトラブル等に対応していきたいと考えております。
16	入居中に発生したトラブルについては、市町村が対応するのか。	まずは、契約当事者である貸主（家主）と入居者の間で解決していただくことになります。 解決しない場合は、市町村で調整を行っていただきますが、困難な案件については、県に相談してください。
17	市町村内の転居（対象外）については、県として責任をもった説明をしてほしい。	住民の方の窓口対応は、市町村でお願いしますが、仮に相手方が納得しない場合等については、県へつないでいただいて構いません。
18	子ども・又は妊婦のいる世帯が発災時に住宅が全壊し、災害救助法による応急仮設住宅（借上げ住宅も含む）に入居（避難）した後、県内の民賃借上げ住宅に自費で入居（自主避難）している。このようなケースは今回の対象となるのか。	11月1日時点では自主避難の態様になっていますが、当初の避難の原因が住宅の全壊によるものであることから、今回の自主避難の対象世帯ではなく、対象外です。
19	今回の支援の対象にならなかった県内自主避難者への支援は、「子ども・被災者支援法」で支援対象となるのか。 また、要望がだされた場合、市としてどのように対応すればよいのか。	「子ども・被災者支援法」の具体的なスキームは、未だ明確にされていませんが、県として、多くの方が支援対象となるよう国に働きかけております。 また、要望に対しては、県で対応すべきものの他に、地元市町村が対応すべきものがあると考えられます。県としても市町村と情報交換を行い、お手伝いしていきたいと考えております。
20	自主避難者は市町村をまたがる広域避難であるが、避難先での事務に係ることなので、（避難元で受付処理することについて）通知・通達等を発出する予定はあるか。	避難元市町村で受付することについては、全壊世帯や原発避難区域等の避難者と同じ扱いですので、通知・通達等を発出する予定はありません。
21	避難者が避難先市町村に照会することも予想されるが、この場合、避難元市町村を紹介することで対応してよろしいか。	制度等の説明については、避難先市町村でも対応をお願いします。不明であれば県を案内していただいて構いません。具体的な申し出等の内容であれば、避難元の市町村を案内してください。
22	自主避難であることの生活の実態確認について、具体的にどのようにすればよいのか。	基本的に書類審査で判断して差し支えありません。 疑問があれば、県までお問い合わせください。
23	今回の制度の周知は県が行うことでよいのか。	県では、ホームページ等で案内をしていますが、市町村においても広報誌等により周知していただくようお願いします。
24	避難元の受付担当部署を一覧にして提供してほしい。	整理次第、提供する予定です。
25	今回の県内自主避難の借上げ住宅の支援は、災害救助法の適用が不透明であるが、根拠は法定受託事務か。	県としては、災害救助法により支援を行うことを前提としていますので、これまでの他の救助同様、法定受託事務となります。

課長	主幹	主任主査	課	担当

FAX施行

※下記により依頼してよろしいか
電話では依頼（了解）済

事務連絡
平成２４年１１月１３日

各災害対策地方本部長　様

生活環境部避難者支援課長
~~（県内自主避難者借上げ住宅支援事務担当）~~

県内自主避難者への借上げ住宅支援に係る申し出書類等について（依頼）

標記支援については、平成２４年１１月５日付け２４原第３２５号、同２４建第１８７３号でお知らせしたところですが、対象世帯等の方から、申し出書類等（様式）の問い合わせがあることから、貴本部（各地方振興局の案内窓口等）においても下記書類の備え付けをお願いします。

なお、対象世帯等の方からの問い合わせがあった場合は、貴職で案内していただき、不明の点は、下記担当までお問い合わせください。

記

・借上げ住宅の契約に関する事務フロー（県内から県外への自主避難者）
・借上げ住宅の入居条件（自主避難者用）
・福島県借上げ住宅申出書（自主避難者用）
・誓約書

※「県トップページ」→「東日本大震災関連情報」→
「応急仮設住宅・借上げ住宅等の供給状況と住宅支援に関する情報 」→
「住宅を被災された皆様へ（住宅支援に関する各種制度）」→
「福島県借上げ住宅（自主避難者向け）のご案内」　からダウンロードできます。
２０～３０部程度備え付けていただき、状況に応じて追加願います。

事務担当
本支援の制度の考え方等に関すること：生活環境部避難者支援課　電話 024-521-8306
県庁内線 811-201-3881 ～ 3884
本支援の契約・支払い等に関すること：土木部建築指導課分室２　電話 024-521-5764
※外線のみ

発　議　書

収受日	平成　年　月　日	記号・番号	24原第358号
起案日	平成24年11月13日	所　属	避難者支援課
決裁日	平成　年11月14日		
施行日	平成　年　月　日	起案者	吉田　誠
決裁区分	丁	電話番号	-

決裁欄

決裁権者　避難者支援課長　主幹　課員

合議先

~~建築住宅課~~部参事　建築住宅課長　主幹　課員

注意事項

あて先

案の1
建築住宅課長

案の2
各市町村借上住宅担当課

案の2は事務連絡

件名

県内自主避難者への住宅支援にかかる県営住宅の使用について（依頼）‥案の1
〃　に対する県営住宅の家賃等免除について（通知）‥案の2

伺い文

標記の件名について、別紙案のとおり施行してよろしいか伺います。

保存期間	5年	浄書	
保存満了年月	平成30年03月31日	照合	
文書種別	依頼	発送	
公開区分		公印	
文書分類	140-500-00G-003	整理番号	
簿冊名	災害救助法一般		

福　島　県

２４　原　第３５８号
平成２４年１１月１４日

建築住宅課長　様

避難者支援課長

県内自主避難者への住宅支援にかかる県営住宅の使用について（依頼）

これまで、災害救助法による住宅支援の対象となっていなかった東日本大震災における県内自主避難者について、今般、民間賃貸住宅の借上げ支援を行うことといたしました。

ついては、県営住宅に入居している自主避難者にかかる家賃等の減免について、下記により、お取り計らいいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1　対象世帯

平成２３年３月１１日以降、平成２４年１１月１日までに県内の県営住宅に自主避難した世帯のうち子ども又は妊婦のいる世帯。

※　自主避難世帯とは、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等が出ている地域外から避難している世帯又は住宅が全壊、全焼若しくは流失などで居住する住宅がない世帯以外の世帯で避難している世帯。

※　子ども又は妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども（平成23年3月11日時点で18歳以下）又は妊婦の方がいる世帯。

※　市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とする。

2　対象期間

平成２６年３月３１日まで。

3　受付期間

平成２４年１１月１５日から１２月２８日まで。

4　家賃遡及

家賃遡及は行わない。

家賃等免除は、入居申し出を県が受付した日からとします。

5　受付窓口

当該県営住宅を管轄する建設事務所

（事務担当：避難者支援課　主任主査　目黒　内線3882）

事　務　連　絡
平成２４年１１月２６日

各市町村借上げ住宅担当課　御中

福島県生活環境部避難者支援課
福島県土木部建築住宅課

県内自主避難者に対する県営住宅の家賃等免除について（通知）

今般、東日本大震災における県内自主避難者について、民間賃貸住宅の借上げ支援を行うこととしましたが、現在、県営住宅に入居している自主避難者にかかる家賃等の免除について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

市町村に問い合わせ等あった場合は、下記５により案内いただくようお願いします。

記

1　対象世帯

平成２３年３月１１日以降、平成２４年１１月１日までに県内の県営住宅に自主避難した世帯のうち子ども又は妊婦のいる世帯。

※　自主避難世帯とは、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等が出ている地域外から避難している世帯又は住宅が全壊、全焼若しくは流失などで居住する住宅がない世帯以外の世帯で避難している世帯。

※　子ども又は妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども（平成23年3月11日時点で18歳以下）又は妊婦の方がいる世帯。

※　市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とする。

2　対象期間

平成２６年３月３１日まで。

3　受付期間

平成２４年１１月１５日から１２月２８日まで。

4　家賃遡及

家賃遡及は行わない。

家賃等免除は、入居申し出を県が受付した日からとします。

5　受付窓口

当該県営住宅を管轄する県建設事務所

事務担当　：避難者支援課　　024-521-8306
建築住宅課　　024-521-7519

課長	主幹	課員	担当
(印)	(印) (印)	(印) (印) (印) (印) (印)	(印)

電話受信簿

相手方	県内自主避難者連絡会　酒井代表 090－1936－6315
受信者	避難者支援課　主任主査　目黒
日　時	平成24年11月21日(水)　15:00
件　名	県内自主避難者借上げ住宅支援に関する要望について
連絡内容	(相手方) 　この件について先日要望書を出したが、その回答については、12月13日にいただくことにしていた。 　しかし、平日だと集まれる会員が少ないため、できれば土日にお願いしたい。 　第1希望は12月16日(日)　第2希望は12月15日(土) 　時間的には10時くらいからとしたい。 　土日になると当初予定していた会場(会津稽古堂)が借りられないので、出来れば県の施設を使わせてほしい。 　また、先日の要望書には記載していないが、借上基準となっている耐震基準と家賃上限額(4人世帯6万、5人以上9万)の見直しについても求めたい。 　これらがあるために、会員世帯40世帯のうち、今日現在で受付してもらったのは1世帯のみとなっている。 　おいでいただく時に、この件についても回答いただきたい。 (目黒) 　本日課長が不在のため、日程の件は明日以降に連絡させていただく。 　場所については日程を決めた上で調整したい。 　県が民間住宅を借上げるための基準については、今回の自主避難世帯に対してのみの基準ではなく、これまで実施してきた借上制度と同じである。 　家賃については、いわゆる補助制度ではなく、県がその住居を借上げる制度である。 　6万1千円の家賃のうち6万円を補助するということはできない。 (相手方) 　今のままだとせっかく作ってもらった制度なのに支援を受けられない世帯が、数多く出てしまう。 　良い回答をいただきたい。

12/13(木) 10:00 －

課長	主幹	主任主査	課員	担当

会議等報告

会議名称　「県借上げ住宅（自主避難者用）の新契約書」等の説明会
福島県宅建業協会主催のセミナー終了後に宅建業者に対し説明したもの。

日時・場所　平成２４年１１月２２日（木）１６時から１７時１０分まで
ホテル「ハマツ」（郡山市虎丸町）

出席者　県：土木部建築指導課　紺野主幹、三上主査　生活環境部避難者支援課　小泉主査

参加者　福島県宅建業協会加盟業者等　約３５０名

内容

○前段で紺野主幹から、あいさつ

○小泉主査から、今回の支援の制度について説明（１０分程度）

○三上主査から、契約関係について説明（２０分程度）

○質疑（１６時３０分から１７時１０分頃まで約４０分間）

<制度関係について>

Ｑ１　同一市内は対象にならないのか？

Ａ１　対象外である旨説明

Ｑ２　家賃と駐車場代の内訳がない６万円超の契約の取扱いについて

Ａ２　１１月１日時点で、家賃の部分が６万円以下であることがわかる書類（家主の証明書等）を提出していただければ、対象になる旨説明。

考え方は、従前から家賃が６万円以下であることが前提であり、１１月２日以降に家賃を変更したものは対象外であることを説明した。

Ｑ３　１１月１日時点で会津若松市の物件に入居（避難）しているが、今後（１２月２８日までに）、郡山市に転居（住み替え）することは可能か？（１１月２日以降に転居した場合に、転居後の物件が対象になるか？）

Ａ３　１１月１日時点の物件が対象であることを説明した。

以上

取扱注意

県内自主避難者への借上住宅の支援に係るQ＆A<宅建協会説明会資料>

平成24年11月　生活環境部、土木部

Q1
子ども又は妊婦のいる世帯に限定するのはなぜか。

A1
発災から長期間が経過し、国も十分には了解していない中で、子ども及び妊婦については、優先して救済すべき合理性があると考えたものです。

Q2
対象を既に避難している世帯にしたのはなぜか。避難を希望している世帯も対象にすべきではないのか。

A2
自主ひなん者に限らず
・長期間が経過して、県外の新規借上げ住宅の受付も終了することから、新たな避難は対象外とするものです。
・県内避難者については、避難区域等の方を優先し、自主避難者を対象にできずにいた中で、優先して救うべき子ども又は妊婦のいる世帯に限り対象にしたものです。
・今後、避難を希望している世帯は、「子ども・被災者支援法」等で検討されるべきものと考えております。

以上のことから、既に避難している世帯を対象にしたものです。

Q3
受付期間を１２月２８日（当日消印有効）までとするのはなぜか。

A3
これから避難する方ではなく、既に避難している方を対象にしているため、１ヶ月半程度であれば周知も行き届き、対象となる方の手続き的な負担も少なく、実施できるものと考えます。

Q4
家賃の遡及を実施しないのはなぜか。

A4
災害救助法では現物給付が原則となっており、自主避難者については、県外でも遡及を実施しておらず、同様の取り扱いとするものです。

Q5
既に避難している世帯とは、どの時点で避難している世帯なのか。（避難の基準日はいつか）

A5
平成２４年１１月１日までに家賃基準の範囲内の民賃住宅に入居（避難）し、現在も継続して避難している世帯です。

Q6
①子どものいる世帯と②妊婦のいる世帯の定義を教えてください。

A6
①子どものいる世帯
平成２４年１１月１日現在において、平成２３年３月１１日時点の年齢が満１８才までの子ども（生年月日が平成４年３月１２日以降の方）と一緒に避難している世帯です。
なお、平成２３年３月１１日以降妊娠・出産した場合も対象となります。
（例：H23年４月に妊娠、H24年２月に出産し、H24年11月１日時点で約９ヶ月の子どもがいる世帯が避難している場合）

課長	主幹	主任主査	課員	担当

次 別紙(案)により送付してよろしいか伺います。
メール施行

事　務　連　絡
平成２４年　１１月　　日

各市町村借上げ住宅担当課　御中

福島県生活環境部避難者支援課
福島県土木部建築指導課

県内自主避難者への借上げ住宅支援に係る追加Ｑ＆Ａについて（送付）

標記~~の支援~~につきまして~~は、御協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。~~
これまで、各市町村や避難者等から照会のあった内容を基に、追加のＱ＆Ａを作成し、別添のとおりお送りしますので、業務の参考にしてください。

事務担当
本支援の制度の考え方等に関すること：生活環境部避難者支援課　電話024-521-8306
本支援の契約・支払い等に関すること：土木部建築指導課分室２　電話024-521-5764

事　務　連　絡
平成２４年　１１月２９日

各市町村借上げ住宅担当課　御中

福島県生活環境部避難者支援課
福島県土木部建築指導課

県内自主避難者への借上げ住宅支援に係る追加Ｑ＆Ａについて（送付）

標記につきまして、これまで、各市町村や避難者等から照会のあった内容を基に、追加のＱ＆Ａを作成し、別添のとおりお送りしますので、業務の参考にしてください。

事務担当
本支援の制度の考え方等に関すること：生活環境部避難者支援課　電話024-521-8306
本支援の契約・支払い等に関すること：土木部建築指導課分室２　電話024-521-5764